

運天港・本部港 港湾 BCP

令和 7 年 3 月

運天港・本部港 港湾 BCP 協議会

変更履歴

年月	変更内容	ページ
R7.3	新規策定	

目次

1. 総則	3
1-1. 本計画の目的と位置付け	3
1-2. 本計画の前提条件	3
1-3. 本計画の対象とする重要機能	4
2. 港湾施設の被害想定と復旧目標	7
2-1. 想定地震・津波・台風の規模	7
2-2. 港湾施設の被害想定	14
2-3. 復旧目標の設定（施設別の復旧目標）	16
2-4. 必要な人員・資機材等把握	18
2-5. ボトルネックの抽出	19
3. 対応計画	20
3-1. 対応計画の基本方針	20
3-2. 台風時の直前予防対応	22
3-3. 災害時における初動対応	24
3-4. 緊急物資輸送の開始に関する行動計画	27
3-5. 離島航路機能の回復に関する行動計画	30
3-6. フェリー・RORO 航路・バルク輸送機能の回復に関する行動計画	33
3-7. 航路啓開等の対応	36
4. マネジメント計画	37
4-1. 協議会の設置	37
4-2. 事前対策の役割分担	39
4-3. 教育・訓練の実施計画（ロードマップ）	40
4-4. 見直し・改善の実施計画	41

■資料編

- (1) 協議会規約
- (2) 被害状況報告様式

1. 総則

1—1. 本計画の目的と位置付け

本計画は、運天港及び本部港に甚大な被害をもたらす地震、津波、台風、高潮等の災害が発生した場合に、人的・物的な被害を最小限に抑制し、港湾の重要機能の維持、あるいは早期に回復することを目的として策定するものである。

また、本計画は、関係者により構成される『運天港・本部港 港湾 BCP 協議会』の検討を踏まえて策定するものであり、災害による被害の想定と重要機能回復の目標を関係者間で共有するとともに、関係者が協働して行う必要がある事前準備と発災時対応を定めるものである。

本計画は、現時点の現状を踏まえて策定するものであり、今後、事前準備の充実等に対応して定期的に見直しを行うものとする。

「港湾 BCP（Business Continuity Plan＝事業継続計画）は、災害等の危機的な事象が発生した場合の対応方針を予め決めておくことで、港湾機能の低下を最小限に抑え、また早期回復を図ることを目的として作成するものである。

東日本大震災等の大規模災害を教訓に「国土強靱化基本法」及び「国土強靱化基本計画」が策定され、これまで以上にソフト対策を重視する方向性が示された。また、「国土強靱化基本計画」の推進計画である「国土強靱化アクションプラン 2014」において、重要港湾以上の港湾における港湾 BCP の策定率を平成 28 年度までに 100%にするという目標が掲げられた。これらの社会情勢変化を受け止めるとともに運天港の機能・役割を踏まえ、平成 29 年 3 月に「運天港 港湾 BCP」が策定された。以降、「運天港 港湾 BCP」の実効性向上に資する訓練や検討がなされてきたが、「運天港 港湾 BCP」では本部港の耐震強化岸壁で代替することとされており、災害時は本部港と相互に連携・支援することが考えられる。

こうしたことから、運天港と本部港が相互に連携・支援する「運天港・本部港 港湾 BCP」を策定する。

1—2. 本計画の前提条件

① 本計画発動時の前提条件

本計画の発動時においては、「本島北部を中心とした被災であり、那覇港が健全で、那覇港からの復旧資機材等の支援が得られること」及び「那覇市内の各行政機関をオフサイトセンターとした情報機能が確保されていること」を前提とする。

なお、那覇港を含めた沖縄全島が被災した場合、那覇港の復旧が優先されることを想定し、その場合における本協議会の行い得る対応計画は今後の検討課題とする。

1—3. 本計画の対象とする重要機能

本計画の対象とする重要機能及び復旧対象とする施設を表 1-1 の通りとする。

表 1-1 本計画が対象とする重要機能

港湾	重要機能	復旧対象施設	主要な輸送対象
運天港	バルク輸送	上運天地区 ①-9m, 170m 岸壁	金属くず、砂・砂利
	離島航路	上運天地区 ②-4.5m, 120m 岸壁※ ③-4.5m, 120m 岸壁※	生活物資、旅客・人員 伊是名島、伊平屋島航路
	共通	上運天地区 ④水域施設 (-9.0m 航路)	
本部港	フェリー・RORO 航路	本部地区 ⑤-7.5m, 240m 岸壁	青果物、砂糖、産業廃棄物、飼料、肥料、牛、食品(鹿児島離島)、旅客・人員
	離島航路	本部地区 ⑥-4.5m, 137m 岸壁	生活物資(日用品、食料品)、旅客・人員、伊江島航路
	緊急物資輸送クルーズ	本部地区 ⑦-10.5m, 220m 岸壁(耐震) ⑧-10.5m, 200m 栈橋	旅客・人員

※岸壁 95m+船尾岸壁 25m の 120m 岸壁

番号は後掲図番号に対応

■対象施設の配置

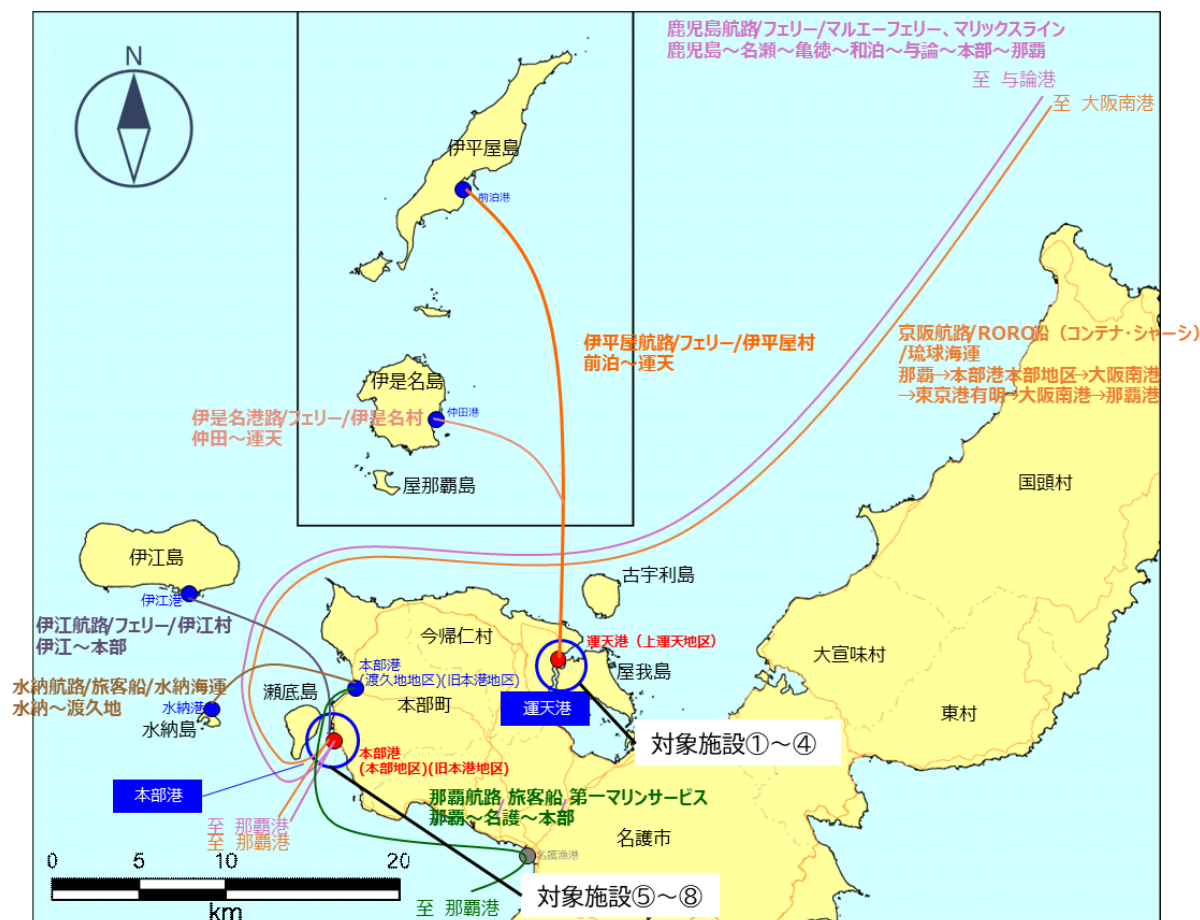


図 1-1 運天港・本部港の機能配置

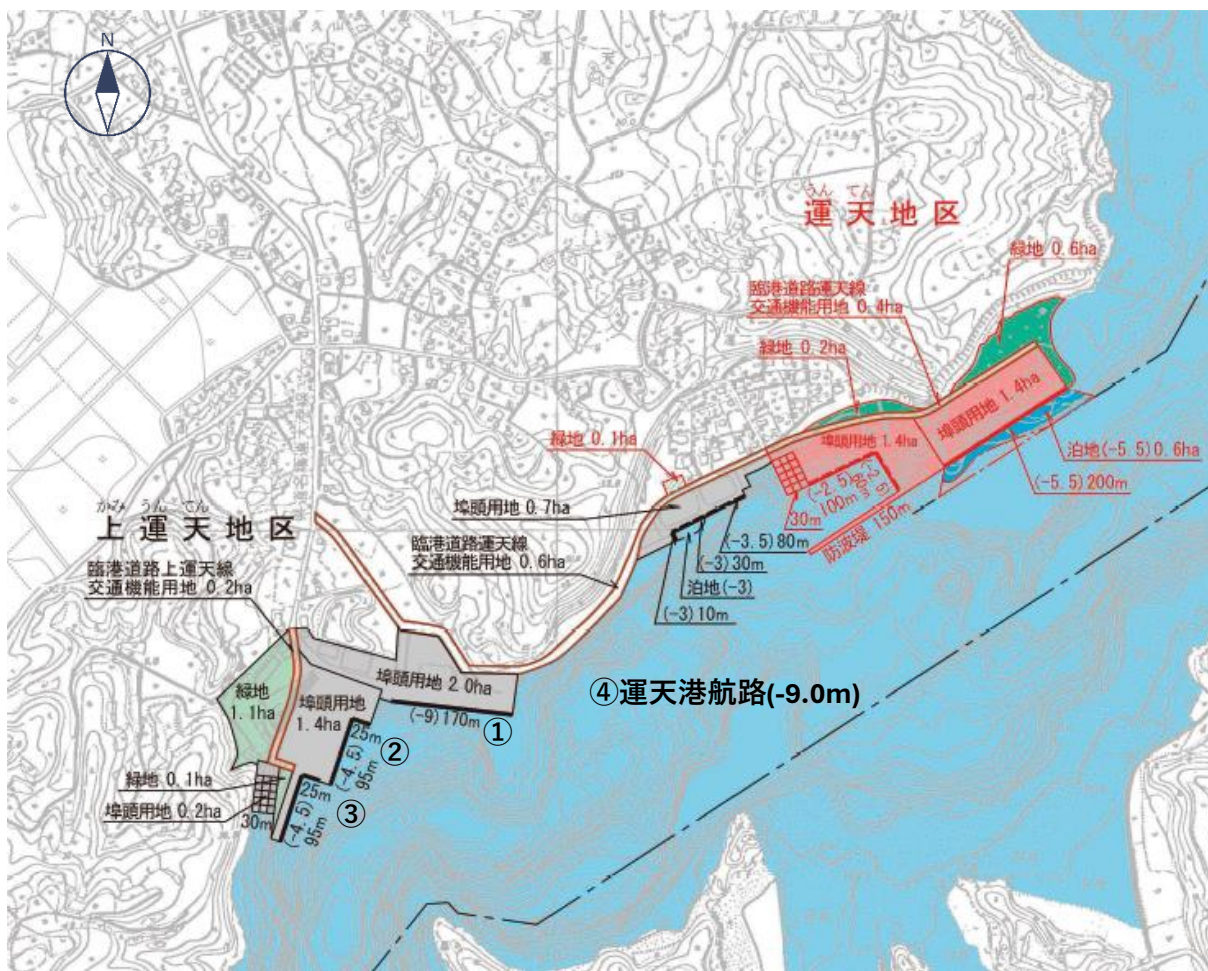


図 1-2 運天港の施設配置 (施設番号①～④)



出典：地理院地図

図 1-3 本部港の施設配置（施設番号⑤～⑧）

2. 港湾施設の被害想定と復旧目標

2-1. 想定地震・津波・台風の規模

沖縄県では、地震については「沖縄本島南東沖地震3連動」を想定している。津波については、沖縄県津波浸水想定（平成27年3月、沖縄県）の結果を取りまとめている。

また気候変動に伴う台風被害の甚大化に備え、台風被害も想定災害として考慮する。

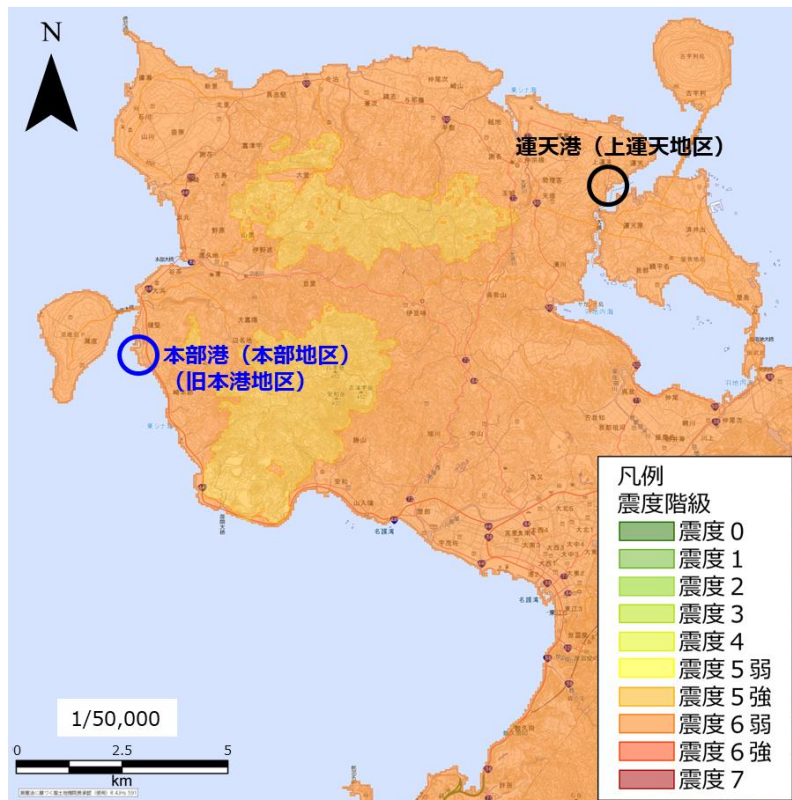
本BCPではこうした状況を踏まえ、想定される地震・津波、台風・高潮の規模を設定する。

表 2-1 運天港・本部港の想定地震・津波規模の設定表

項目	内容	備考
想定地震	沖縄県本島南東沖地震3連動	▽「沖縄本島東方沖地震」、「沖縄本島南東沖地震」、「八重山諸島南東沖地震」の3連動である。 ▽今帰仁村の地域防災計画は「沖縄本島南西沖地震」を適用しており古いため、本計画では上記（沖縄本島南東沖地震3連動）を適用する。 ▽本部町地区防災計画は「沖縄県地震被害想定調査」（平成25年度）に基づき、複数の想定が立てられているが、本計画では最も被害想定の大い「沖縄県本島南東沖地震3連動」を適用する。
マグニチュード	M9.0	▽沖縄県地震被害想定調査 P.9
震度	6弱（今帰仁村・本部町）	▽沖縄県地震被害想定調査 P.76
液状化	危険度が極めて高い（運天港・本部港）	▽沖縄県地震被害想定調査 P.131
津波浸水深	最大クラスの津波が発生した場合、浸水する。	▽沖縄県津波浸水想定（平成27年3月）の浸水想定図

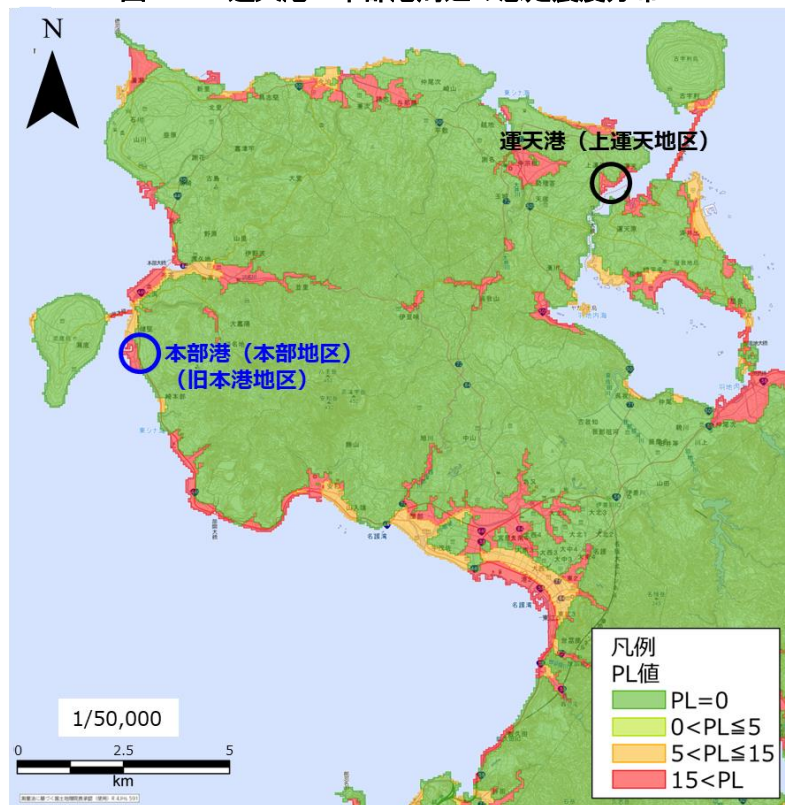
表 2-2 運天港の想定台風・高潮規模の設定

項目	内容	備考
想定台風	昭和32年台風第14号 フェイ（昭和32年9月25日、26日）	▽沖縄県地域防災計画（令和6年11月）P.4
風速	最大風速 47.0m/s（那覇） 最大瞬間風速 61.4m/s（那覇）	▽沖縄県地域防災計画（令和6年11月）P.4
降水量	70.7mm（那覇、25～26日）	▽沖縄県地域防災計画（令和6年11月）P.4
高潮（浸水想定）	大きな被害をもたらすおそれがある台風の経路及び中心気圧（最低中心気圧 870hPa）を想定	▽沖縄県地域防災計画（令和6年11月）P.5



出典：平成 25 年度沖縄県地震被害想定調査・震度分布図より作成

図 2-1 運天港・本部港周辺の想定震度分布



PL 値による液状化危険度判定区分

PL=0	液状化危険度はかなり低い
$0 < PL \leq 5.0$	液状化危険度は低い
$5.0 < PL \leq 15.0$	液状化危険度がやや高い
$15.0 < PL$	液状化危険度が高い

出典：平成 25 年度沖縄県地震被害想定調査・液状化危険度分布図より作成

図 2-2 運天港・本部港周辺の液状化危険度分布

参考) 離島港湾の想定震度分布と液状化危険度分布

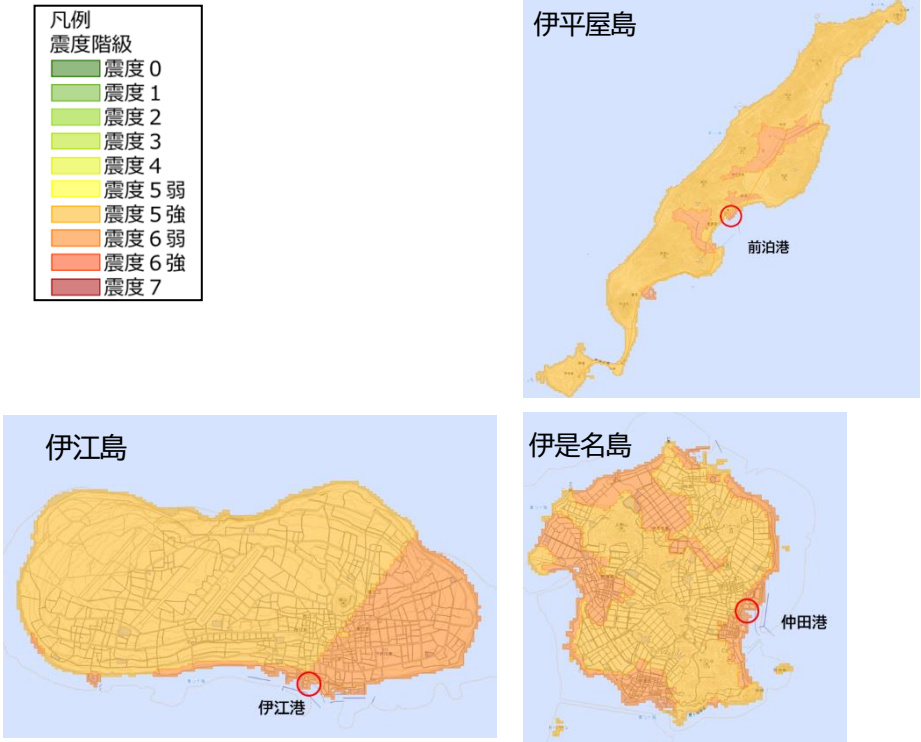
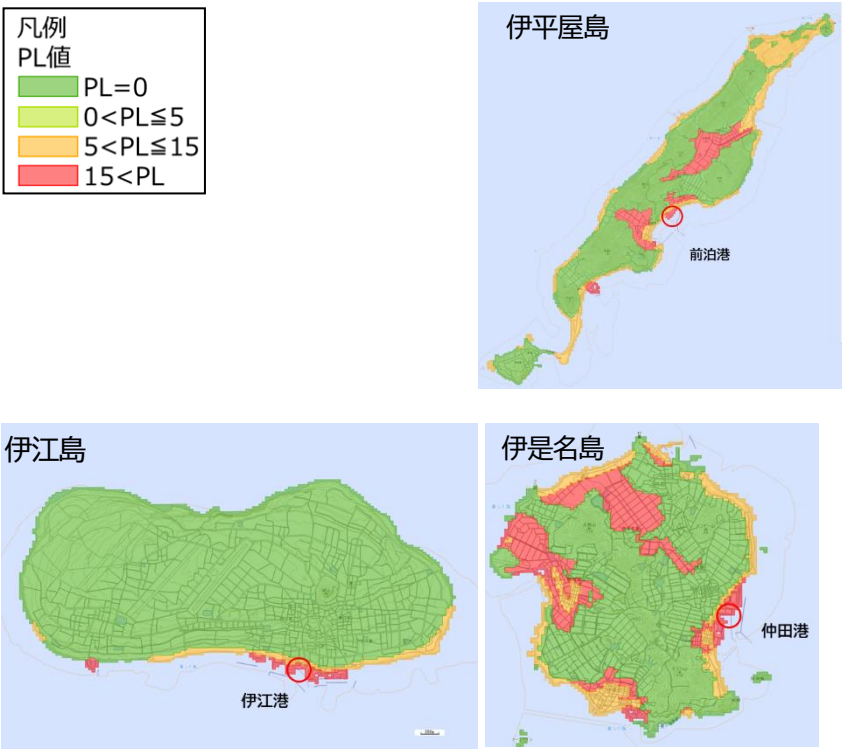


図 2-3 伊是名島・伊平屋島・伊江島の震度分布図

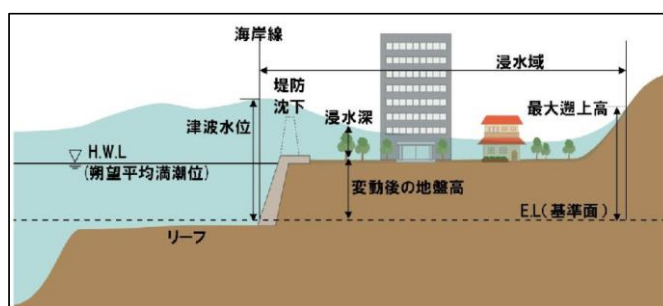
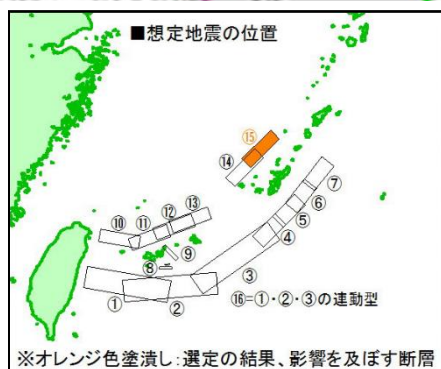
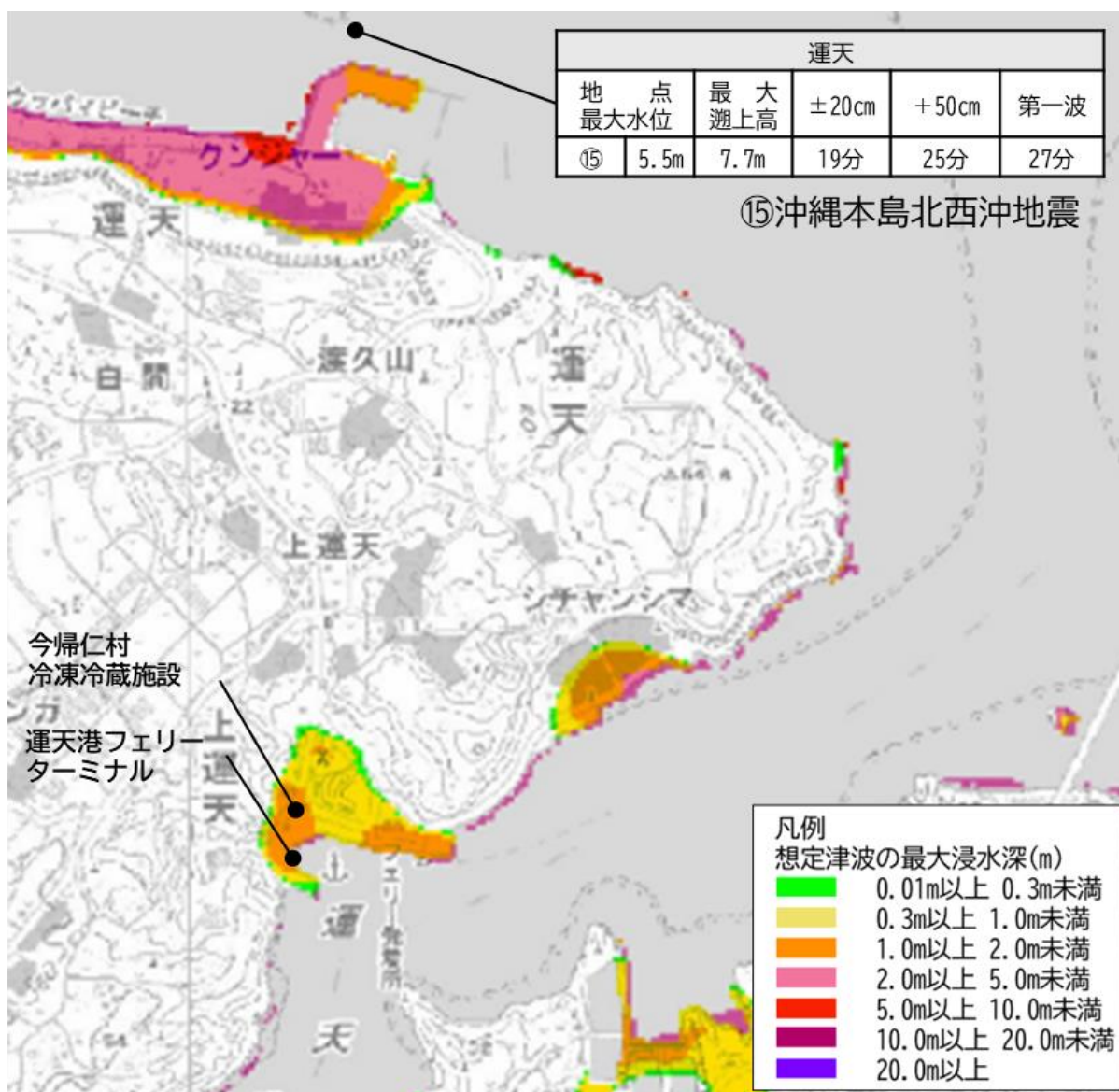


PL 値による液状化危険度判定区分

PL=0	液状化危険度はかなり低い
$0 < PL \leq 5.0$	液状化危険度は低い
$5.0 < PL \leq 15.0$	液状化危険度がやや高い
$15.0 < PL$	液状化危険度が高い

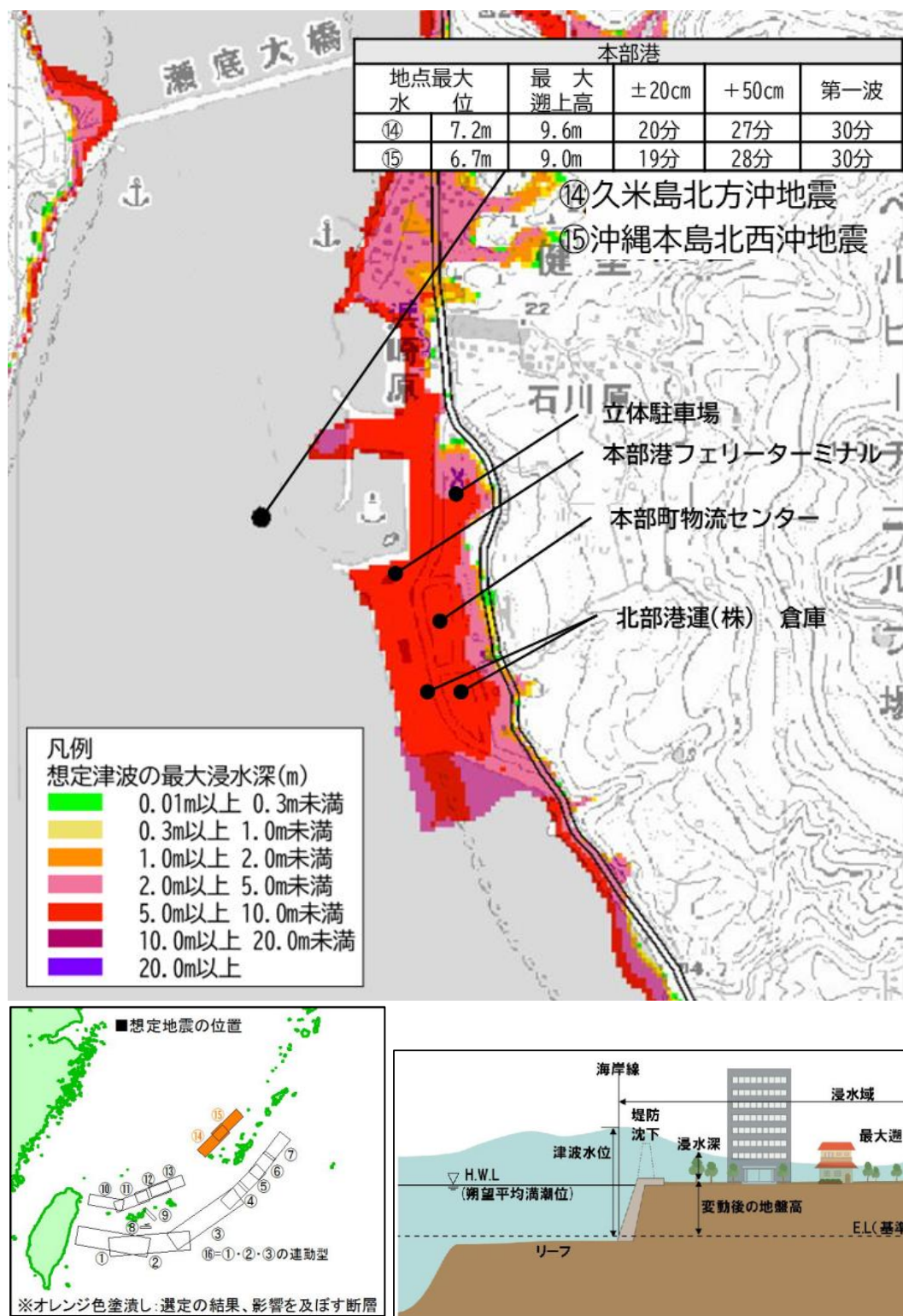
出典：平成 25 年度沖縄県地震被害想定調査・液状化危険度分布図より作成

図 2-4 伊是名島・伊平屋島・伊江島の液状化危険度分布図



出典：沖縄県津波浸水想定(平成 27 年 3 月)より作成

図 2-5 運天港（上運天地区）の津波浸水深・到達時間



出典：沖縄県津波浸水想定(平成27年3月)より作成

図 2-6 本部港（本部地区（旧本港地区））の津波浸水深・到達時間

参考) 離島港湾の津波浸水想定

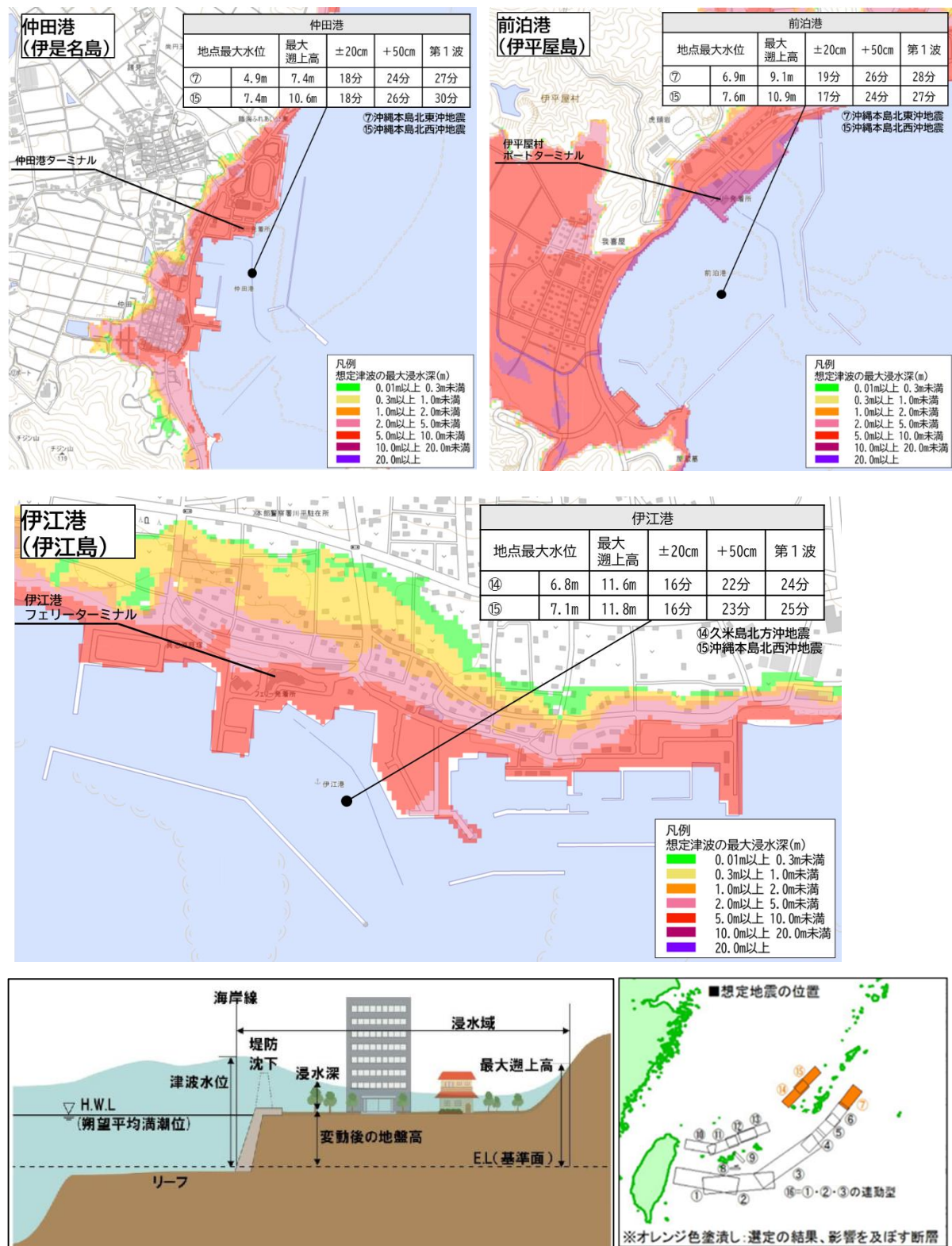


図 2-7 離島港湾の津波浸水深・到達時間

この計画は、国土交通省の指導を受け、関係各府県の関係機関と連携して作成したものである。（作成年度：平成24年度）

图 2-8 高潮浸水予想図 (全体図)

2—2. 港湾施設の被害想定

前記の地震・津波、台風が発生した場合の岸壁、航路・泊地等の想定被害を設定する。

①係留施設

係留施設の被害想定は、「平成 25 年度沖縄県地震被害想定調査」に準じる。

各港における被害想定は表 2-3 のとおりである。

運天港（上運天地区）では 3 箇所ある岸壁のうち、2 箇所が地震により被害を受けることを想定する。

本部港（本部地区（旧本港地区））では 6 箇所ある岸壁のうち、3 箇所が地震による被害を受けることを想定する。

なお、本被害想定は、上記調査において被害率を乗じて算出（施設数×被害率）しており、具体的にどの施設が被災するかは想定されていない。また、過去の震災事例から導かれた経験式や理論式により得られたものであり、実際の被害を想定するものではない。

表 2-3 運天港・本部港の港湾施設の被害想定結果

港湾名	地区名	現況（箇所）			地震（箇所）
		岸壁	物揚場	対象数※	地震
運天港	上運天	3	0	3	2
本部港	本部_旧本港	3	3	5	3

※対象数は耐震化施設を除く

出典：平成 25 年度沖縄県地震被害想定調査（平成 26 年 3 月、沖縄県）P. 487 表 3. 5-35(1)

②航路

公共岸壁にアクセスする航路については、津波・高潮による漂流物の散乱・沈没などから、航路水深が確保されていない状況を想定する（安全が確認されていない状況）。

③港湾施設

運天港・本部港における港湾施設の被害想定について、表 2-4 に示す。

表 2-4 港湾施設の被害想定

項目		被害想定
一般海域	水域	・ガレキや木材、漁具、自動車、プレジャーボート等の漂流、沈降 ・航路標識の損傷 ・航路の埋没や隆起
港湾施設	水域	・ガレキや木材、漁具、自動車、スクラップ、プレジャーボート等の漂流、沈降 ・船舶の座礁・沈没や瓦礫・護岸・荷役機械の倒壊等による閉塞 ・航路の埋没や隆起
	防波堤・護岸	・消波ブロックの散乱 ・護岸のひび割れ・損傷
	岸壁	・陥没・隆起・倒壊・液状化の発生 ・沈下・損傷・岸壁法線のズレや付帯施設・設備の損傷の発生 ・船舶等の乗り上げ
	荷捌地	・地震の揺れによる蔵置貨物の倒壊、漂流物や貨物、パレット等の散乱・堆積 ・高潮・台風による蔵置貨物の倒壊・散乱 ・液状化によるヤードの陥没・不陸、舗装の亀裂や段差 ・船舶等の乗り上げ
	上屋・倉庫	・地震・津波による上屋・倉庫の損傷・倒壊 ・浸水による停電や通信設備・PC、冷凍冷蔵機能等の故障 ・高潮・台風による屋根の破損やシャッターの不具合 ・ターミナル機能(チケット発券、待合所、受付等)の停止
	臨港道路	・津波による漂流物・ガレキの散乱・堆積 ・液状化による陥没・不陸、舗装の亀裂や段差
	荷役機械	・荷役機械の損壊・倒壊の発生 ・浸水・停電による荷役機械の機能停止
その他		・航行中、または、沖出したフェリー・船舶の滞留

2—3. 復旧目標の設定（施設別の復旧目標）

2—2. で想定した被害に対する係留施設及び航路・泊地についての復旧目標は、港湾利用者の意見（表 2-5、表 2-6）から各々の時期を設定する。

台風による復旧は、台風通過直後から開始できるため、復旧目標は以下に準じる。

①係留施設

表 2-5 係留施設の復旧目標

機能	港湾	施設名	復旧時期	摘要
緊急物資輸送 クルーズ	本部港 (本部地区)	-10.5m, 220m 岸壁 (耐震) -10.5m, 200m 栈橋	3 日 以内	緊急物資輸送に対応するため、3 日以内の応急復旧を目指す。
離島航路	運天港 (上運地区)	-4.5m, 120m ^{※1} 岸壁× 2	1 週間 以内	離島の生活物資の備蓄が 1 週間であることから 1 週間以内の応急復旧を目指す。 応急復旧に時間を要する場合は、両港の被害が軽微な岸壁を優先して応急復旧し共同で利用する。 ^{※2}
	本部港 (本部地区)	-4.5m, 137m 岸壁		
フェリー・ RORO 航路	本部港 (本部地区)	-7.5m, 240m 岸壁	1 週間 以内	沖縄県北部地域の物流の要であり、鹿児島県の離島への生活物資輸送も担っているため、1 週間以内の応急復旧を目指す。 -7.5m 岸壁の応急復旧に時間を要する場合は、耐震強化岸壁を利用する。
バルク輸送	運天港 (上運地区)	-9m, 170m 岸壁	3 ヶ月 以内	本部港や那覇港が代替港となる。 港湾の復旧状況やバルク貨物の需要に応じて応急復旧を目指す。

※1:120m = 岸壁 95m+船尾岸壁 25m

※2:離島航路に就航しているフェリーが本部港の耐震強化岸壁で代替する場合、旅客の乗降に限定される（別途、旅客乗降用のタラップが必要となる）。

※3:耐震強化施設（特定（緊急物資輸送対応））の残留水平変形量の限界値は、機能上の観点から、標準的には、30cm～100cm 程度、残留傾斜角 3 度程度とすることができる。ただし、当該施設の建設される地点の状況、当該施設の要求性能及び構造形式等を勘案して、総合的な判断にも続き変形量を設定する場合にあってはこの限りではない。

ここで、耐震強化施設（特定（緊急物資輸送対応））とは、レベル 2 地震動に関する偶発状態においても使用性が確保される施設を指す。この「使用性」とは、レベル 2 地震動の作用後に全く損傷しないことを意味するのではなく、当該施設が緊急物資輸送に支障を及ぼさない程度の損傷に留まることを求めるものである。

出典：国土交通省港湾局、港湾の施設の技術上の基準・同解説、令和 6 年 4 月、中巻、pp. 1048-1051

○航路

表 2-6 運天港の公共岸壁の航路の復旧目標

港湾	施設名	復旧時期	摘要
運天港	運天航路(-9m)	1 週間 以内	岸壁の復旧時期に対応するため、1 週間とする。

参考) 沖縄における道路啓開計画

運天港及び本部港に係る道路の応急復旧に関しては、沖縄における道路啓開計画（第3版）（案）によるものとする。



凡例

- 第一次啓開拠点
- 第二次啓開拠点
- 第三次啓開拠点
- 第1次優先啓開候補
- 第1次優先啓開候補(臨港道路)
- 第2次優先啓開候補
- 第2次優先啓開候補(臨港道路)
- 第3次優先啓開候補
- 迂回候補

啓開候補ルートと優先度

啓開候補ルート(案)の優先度	定義	啓開目標
1 (第一次優先啓開候補ルート)	第一次啓開拠点を結ぶ骨格路線	1日以内に啓開
2 (第二次優先啓開候補ルート)	優先度1の啓開候補ルートと第二次啓開拠点を結ぶ路線	3日以内に啓開
3 (第三次優先啓開候補ルート)	優先度1、優先度2の啓開候補ルートと第三次啓開拠点を結ぶ路線	7日以内に啓開

出典：沖縄における道路啓開計画（第3版）（案）R7.3中改訂予定

図 2-9 沖縄における道路啓開計画（第3版）（案）啓開ルート図

2—4. 必要な人員・資機材等把握

機能回復のために必要な資源を表 2-7 のとおりとする。

表 2-7 復旧に必要な資源（例）

復旧に必要な資源
・方針決定、連絡調整、安全確認に必要な行政機関 ・調査機材、作業船、機材(重機等)及びそれに係る人員、燃料 ・散乱物の撤去に必要なトラック、フォークリフト、荷役機械など ・資材（鋼材、セメント等） ・夜間作業のための照明

必要資源の中でも早期の供給が期待される作業船の所在は、工事現場の状況に応じて転々とすることから、災害発生時に迅速な要請を発するため、港湾管理者や建設関係団体は平常時から作業船の在港状況を調査・把握するように努める。

参考）先島諸島からの回航

先島諸島の平良港、石垣港には比較的多くの作業船が存在することから、これらの地域からの回航も考慮しておくことも重要である。

回航日数の試算例を表 2-8 に示すが、「平良港～運天港・本部港」の距離は定かでないため、「平良港～運天港・本部港」⇔「平良港～中城湾港」としての結果である。

表 2-8 平良港から中城湾港に回航した場合の所要日数

区間	船種	所要日数	摘要
平良港～中城湾港 (176 海里)	非航起重機船	176 海里÷5 ノット ＝35.2 時間 ＝1.47 日	1 海里＝1,852m 1 ノット＝1 海里/時
	測量船	176 海里÷15 ノット ＝11.7 時間 ＝0.49 日	

出典：平成 25 年度災害時の港湾機能維持検討業務 報告書

（平成 26 年 3 月、沖縄総合事務局開発建設部、公益社団法人 日本港湾協会）

2—5. ボトルネックの抽出

機能毎に想定されるボトルネック及びボトルネックの解決のために必要な事前対策を表 2-9 に示す。

表 2-9 ボトルネックと解決のために必要な事前対策

	ボトルネック	事前対策
共通	人的被害、事業所浸水被害、道路の損傷による参集・体制構築の遅延	各主体による BCP の策定 事業所の耐震性・耐津波性の強化
	情報収集・関係機関との情報共有、連絡調整が困難（遅延）	情報連絡体制の構築（衛星電話、連絡網、メール等）
	電力供給の停止	非常用電源や電気設備の復旧方法の検討
	点検資機材、人員の不足等による点検の着手の遅延	点検マニュアルの策定 建設業、コンサル等との協定（既存 ※1） 重機、作業船の所在情報の整理 点検資料、図面、占有物等のデータの整理・保全 被害状況調査への新技術の活用検討（GPS 測位が可能な鉈等）
	トラック・重機・船舶等の燃料不足	燃料確保に関する事前協定等
	復旧資機材の不足	重機、作業船の確保手順の確立（西側等からの回航のための連絡体制） 建設業、コンサル等との協定（既存 ※1）
	航路・泊地の埋没・隆起	作業船の確保手順の検討
	浮遊物による航路の閉塞	浮遊物対策の検討
	貨物の散乱	貨物の散乱防止対策の検討
	液状化による港湾施設の損傷	液状化被害の調査方法、復旧方法の検討
	荷捌地、臨港道路の散乱物除去	除去作業に必要な重機を搬入するための動線の確保
	夜間作業時の照度不足	夜間照明の確保・調達方法の検討
	散乱物の廃棄物処理	廃棄物処理方法の検討
	事業所の復旧に必要な人員・作業機械の不足	建設会社、設備会社、機械メーカー等との連携体制の構築
	作業許可申請手続きによる航路啓開作業着手の遅延	作業許可申請手続きの迅速化の検討
	復旧に必要な資金の不足	資金調達の検討
	本部港の臨港道路の浸水対策	本部港（本部地区（旧本港地区））の入出場ゲート（陸間）の設置に関する検討
フェリー・RORO 航路機能 バルク輸送機能 離島航路機能	岸壁の損傷	岸壁の応急復旧方針の検討
	復旧期間が長期化	代替輸送方法の検討
	ターミナル建屋・駐車場の損傷	仮設上屋・駐車場の設置等代替策の検討
	緊急物資輸送・離島航路の代替輸送のための設備	タラップ等の保管方法・浸水対策の検討
	冲出したフェリーの係留先の確保	周辺港湾におけるフェリー入港可否状況の把握
	複数の船社による一つの岸壁の共同利用	運航スケジュールの調整方針・方策等の検討
	輸送再開のための人員、荷役機械、車両、上屋等の不足	荷役機械・車両等の確保・浸水対策 他事業所、機械メーカー、リース会社、陸運会社等との連携体制の構築
	浸水による荷役機械の故障	荷役機械の浸水対策の検討
	輸送再開手続きの遅延	運航計画における予備港・岸壁の位置づけ 輸送再開に向けた手続きの整理と迅速化の検討
	浸水による通信設備・PC の故障による予約システム等の復旧	通信設備・PC の浸水対策、代替 PC や通信設備の確保

※1）沖縄県の重要港湾における災害時の応急対策業務に関して、平成 28 年 3 月 23 日付で、以下の各機関及び団体間で、包括的協定（災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括的協定書）が締結されており、この協定内容が本 B C P に適用される。

- ・内閣府沖縄総合事務局
- ・那覇港管理組合
- ・沖縄県
- ・宮古島市
- ・石垣市
- ・一般社団法人日本埋立浚渫協会九州支部
- ・沖縄県港湾空港建設協会
- ・一般社団法人日本海上起重技術協会沖縄支部
- ・一般社団法人日本潜水協会
- ・一般社団法人海洋調査協会
- ・一般社団法人港湾空港技術コンサルタント協会
- ・一般社団法人沖縄県測量建設コンサルタント協会

3. 対応計画

対応計画は、港湾管理者が被災時に活用可能な資源（作業船団、機材、人員等）を基に、基本方針を決定する。その方針決定を踏まえ、機能ごとに具体的な対応を検討する。

3—1. 対応計画の基本方針

（1）応急復旧の考え方

地震津波災害に対して、「復旧目標の設定（施設別の復旧目標）」を基に各機能の間での優先順位を以下のように設定する。なお、啓開船団等が並列的に投入可能である場合は、この限りではない。

また、台風高潮災害に対しては、台風発生・接近時に各機能における効果的な直前予防対応を行うこととする。

- ① 緊急物資輸送に対応するため、本部港の耐震強化岸壁は、発災後3日以内の復旧を目指す。
- ② 運天港及び本部港の離島航路機能は、離島における生活物資の備蓄期間が1週間程度であることから1週間以内の復旧を目指す。

離島フェリーの車両の乗降には船尾岸壁が必要であり、耐震強化岸壁では代替できない。岸壁の応急復旧に時間を要する場合は、運天港の2岸壁、本部港の1岸壁のうち、被害が軽微な岸壁を優先して応急復旧し、3航路が共同で利用する。

- ③ 本部港本部地区のフェリー・RORO航路・岸壁を復旧する。当該フェリー・RORO航路は、沖縄県北部地域の物流の要であり、鹿児島県の離島への生活物資輸送も担っているため、1週間以内の応急復旧を目指す。

-7.5m岸壁の応急復旧に時間を要する場合は、耐震強化岸壁を利用する。

- ④ 「バルク輸送機能・岸壁」及び「その他の岸壁」は、①、②、③に次いで復旧を行う。

※離島フェリーが耐震強化岸壁を利用する際の留意点

- ・ 伊是名島、伊平屋島、伊江島の住民の生命の維持のためには、緊急物資輸送機能の確保が重要であり、離島フェリーはその役割が期待される。
- ・ 離島フェリーは、本部港の耐震強化岸壁に係留することが可能であるが、その場合、車両の乗降ができないため、旅客と緊急物資の輸送に限定される。
- ・ 耐震強化岸壁で旅客の乗降を行うためには、タラップ等が必要となる。

（２）災害発生後における復旧対応の流れ

大規模地震津波災害発生後における復旧対応の流れについて以下に示す。

なお、台風発生、接近時は、各機能（緊急物資輸送、離島航路、フェリー・RORO 航路・バルク輸送）において効果的な直前予防対応を行うこととする（※３－２.を参照）。



図 3-1 運天港・本部港 復旧対応の流れ

3—2. 台風時の直前予防対応

運天港・本部港 港湾BCP協議会会員は各機能（緊急物資輸送、フェリー・RORO 航路・バルク輸送、離島航路）において、これまでも台風の発生、接近、上陸時には、効率的で有効な直前予防対応を実施してきた。

引き続き、台風接近時において気象庁が発表する気象警報・注意報や那覇港長（那覇海上保安部長）が発出する勧告等の情報収集に努めるとともに、図 3-2 を参考に被害の予防、軽減に努めることとする。

また、台風時の通信障害に備え、衛星通信の導入等により通信手段の確保に努める。

台風直前 予防対応	勧告等	フェリー・RORO航路・ バルク輸送機能の回復	離島航路機能の回復
台風最接近の 1～5日前 波浪注意報発表	第一体制（警戒勧告）	港長の警戒体制を関係者に連絡 職員等への気象情報提供 (気象、海象、海上安全情報(波浪、潮位、防風等)) 災害対応備品の確認、 補充(非常用燃料、充電含む)	港長の警戒体制を関係者に連絡 職員等への気象情報提供 (気象、海象、海上安全情報(波浪、潮位、防風等)) 災害対応備品の確認、 補充(非常用燃料、充電含む)
台風最接近の 1日前 強風注意報発表		社屋の浸水対策の実施 貨物や荷役機械の固縛 調整した荷役作業完了 構内車両・トラックの退避・ 荷役機器・資機材の固定	非常配備職員の配備(夜間・休日) 社屋の浸水対策の実施 入出港・荷役作業スケジュール調整 総員帰船 出港準備 出港準備完了 パイロットボートによる出港支援 タグボートによる出港支援
台風最接近の 半日前 高潮注意報発表		職員参集(高潮注意報) 土のう、機器の高所への退避 必要人員を残して早期帰宅	港長の警戒体制を関係者に連絡 保有船舶の対策(固縛、退避) 必要人員を残して早期帰宅
波浪警報又は 波浪特別警報発表 暴風警報又は 暴風特別警報発表		必要に応じて職員参集・帰宅指示(暴風警報)	必要に応じて職員参集・帰宅指示(暴風警報) 社員への避難指示・安全
台風最接近の 6時間前 高潮警報又は 高潮特別警報発表			社員の安全確保
台風最接近の 数時間前			
高潮発生	第二体制（避難勧告）		

図 3-2 台風時に対する直前予防対応

※勧告等は、港則法第 39 条第 4 項に基づき那覇港長（那覇海上保安部長）が発出する。

3—3. 災害時における初動対応

(1) 運天港・本部港 港湾BCPの発動

運天港・本部港 港湾BCPの発災時の対応に掛かる発動基準は、以下のとおりとする。

●発動基準

- ① 伊是名村、伊平屋村、名護市、今帰仁村、伊江村、本部町のいずれかの地域で震度6弱以上の地震が発生したとき
- ② 運天港・本部港に津波警報または大津波警報が発表されたとき
- ③ 台風に伴い、伊是名村、伊平屋村、名護市、今帰仁村、伊江村、本部町のいずれかに暴風（注意報の場合は強風）・波浪・高潮に関する特別警報・警報・注意報（以下、「気象警報・注意報」と記載する。）が発表され、港湾施設等に甚大な被害が発生し、又は発生するおそれが見込まれる場合において、その状況を総合的に勘案し、協議会事務局において発動を宣言したとき

(2) 初動対応

港湾BCPが発動された場合、協議会の構成員は、人命優先や安全確保を第一とし、それぞれの組織において、可能な範囲で職員等の安否確認、通信等設備の確保、被害状況の確認を行うとともに、二次災害の防止対策を講じる。

また、協議会の構成員は、被害状況等について、緊急連絡網に従って、使用可能な通信手段（固定電話、携帯電話、衛星電話、メール、FAX等）を用いて、協議会事務局である港湾管理者の沖縄県港湾課に報告する（市町村は、各土木事務所に報告する）。なお、情報通信手段が確保されている限りは、沖縄県港湾課が対策本部となる。

・安否確認

協議会構成員は、各自の組織において定めている手順に則り、職員等の安否確認を行う。

・通信等設備の確保

協議会構成員は、各自の組織において、通信等設備の確保に努める。なお、自組織の設備が損壊するなど、外部との通信が途絶した場合は、近隣の他組織の設備を一時的に利用することや、災害時に繋がりやすい通信手段（衛星携帯、公衆電話、携帯メール等）を用いるなどの代替措置を講じる。

・被害状況の確認

協議会構成員は、各自の施設やその周辺における被害の状況を、職員の安全確保に支障のない範囲で把握する。

・二次災害の防止

協議会構成員は、各自の組織において定めている手順に則り、可能な範囲で二次災害の防止に努める。

なお、港湾管理者や危険物取扱施設の施設管理者は、港長や消防と連携しつつ、利用者や在港船舶、航行船舶へ必要な情報を提供する。

・協議会事務局（沖縄県港湾課）への連絡

協議会構成員は、安全を確保の上、把握できている被害状況（事務所や業務実施の状況、管理または利用する港湾施設の状況、その他港湾施設の状況、港湾に接続する道路など周辺地域の状況等）について、速やかに協議会事務局に連絡する（市町村は、各土木事務所に連絡する）。新たな情報が得られた場合は、随時連絡する。連絡は、緊急連絡網の利用を原則とするが、通信設備等の状況によって、臨機応変な対応を行う。

港湾BCP協議会は、県災害対策本部及び同地方本部と連携を図るものとし、協議会事務局は、集約した情報を沖縄県災害対策本部（統括情報班：防災危機管理課）に連絡する。

※被害状況の報告様式は資料編に添付

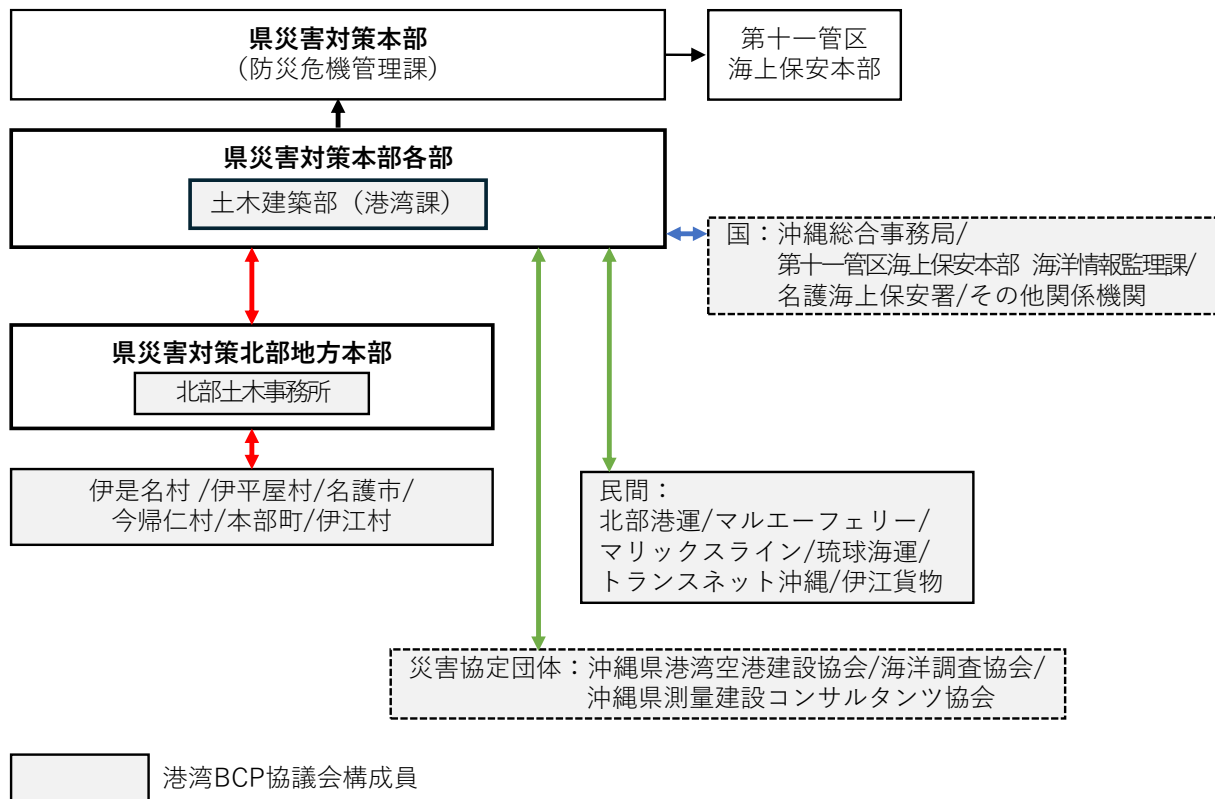


図 3-3 運天港・本部港港湾 BCP 協議会の連絡系統

(3) 参集時の活動イメージ

大規模災害が発生した場合は、協議会を参集し、重要業務の実施手順に準拠した活動を行う。参集は津波がない地震の場合には震災発生後 1 日程度、津波がある地震の場合には警報解除後半日程度、台風・高潮災害の場合には暴風警報・高潮警報解除後、参集可能な時点で参集する。

参集活動は訓練を通じて機能するかを確認し、不適当と考えられる場合は参集方法の改善を図るものとする。

参集が困難な場合は、WEB 会議システムやメールによる書面開催等の方法によるものとする。

▽参集場所は、運天港（上運天地区）と本部港（本部地区（旧本港地区））との近接性と被災想定から次の順位を設定する。被災・浸水等により利用できない場合は、下位の施設を順次利用する。

- ・第 1 順位：沖縄県北部合同庁舎
- ・第 2 順位：運天港ターミナル
- ・第 3 順位：本部港ターミナル

▽機能再開に向けた重要業務の担当者（企業等）は、被害状況を調査し、港湾管理者に報告する。

▽港湾管理者は、関係団体に航路啓開等の支援要請をする。

▽港湾管理者は、関係者と協議し、応急復旧方針を決定する。応急復旧方針の決定は、参集しての実施を基本とする。

支援要請を受けた関係団体により、航路啓開、施設の応急復旧が行われる。

▽航路啓開、応急復旧、体制構築が整い次第、まずは緊急物資輸送を開始する。その後、離島航路機能、フェリー・RORO 航路・バルク輸送機能の活動を再開する。

参考) 応急復旧方針の検討

応急復旧方針は、港湾施設の被災状況の他、背後地域や道路、入手可能な資機材等の情報を考慮し、対象施設、優先順位、ガレキの仮置場、応急復旧の手順を設定する。

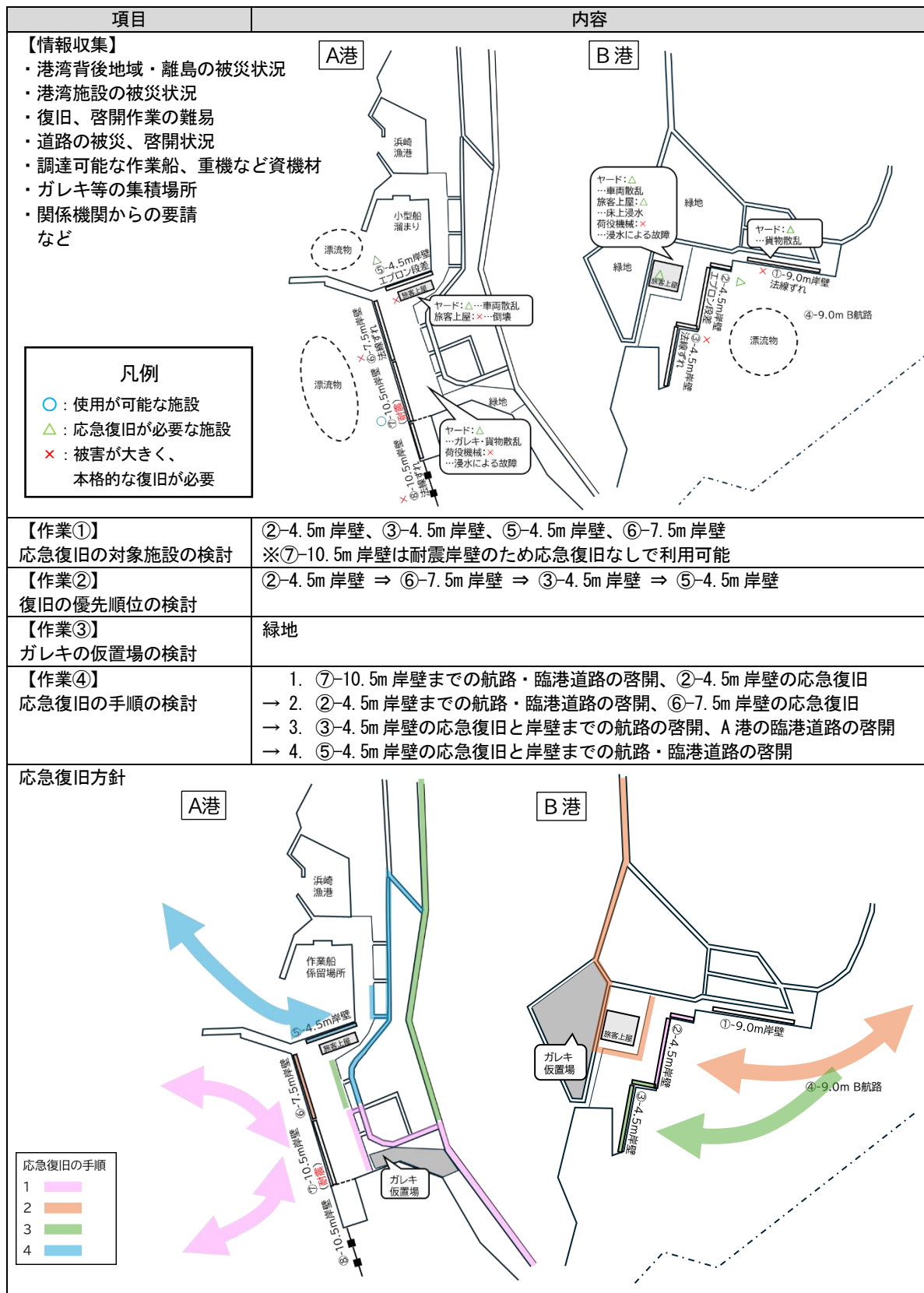


図 3-4 応急復旧方針の検討手順

3—4. 緊急物資輸送の開始に関する行動計画

(1) 行動計画の目標

- ・本部港の耐震強化岸壁は、緊急物資輸送のため、3日以内に復旧させることを目指す。

(2) 行動計画の実施方針

緊急物資輸送の開始に係る行動計画の実施方針を図3-5の通りとする。

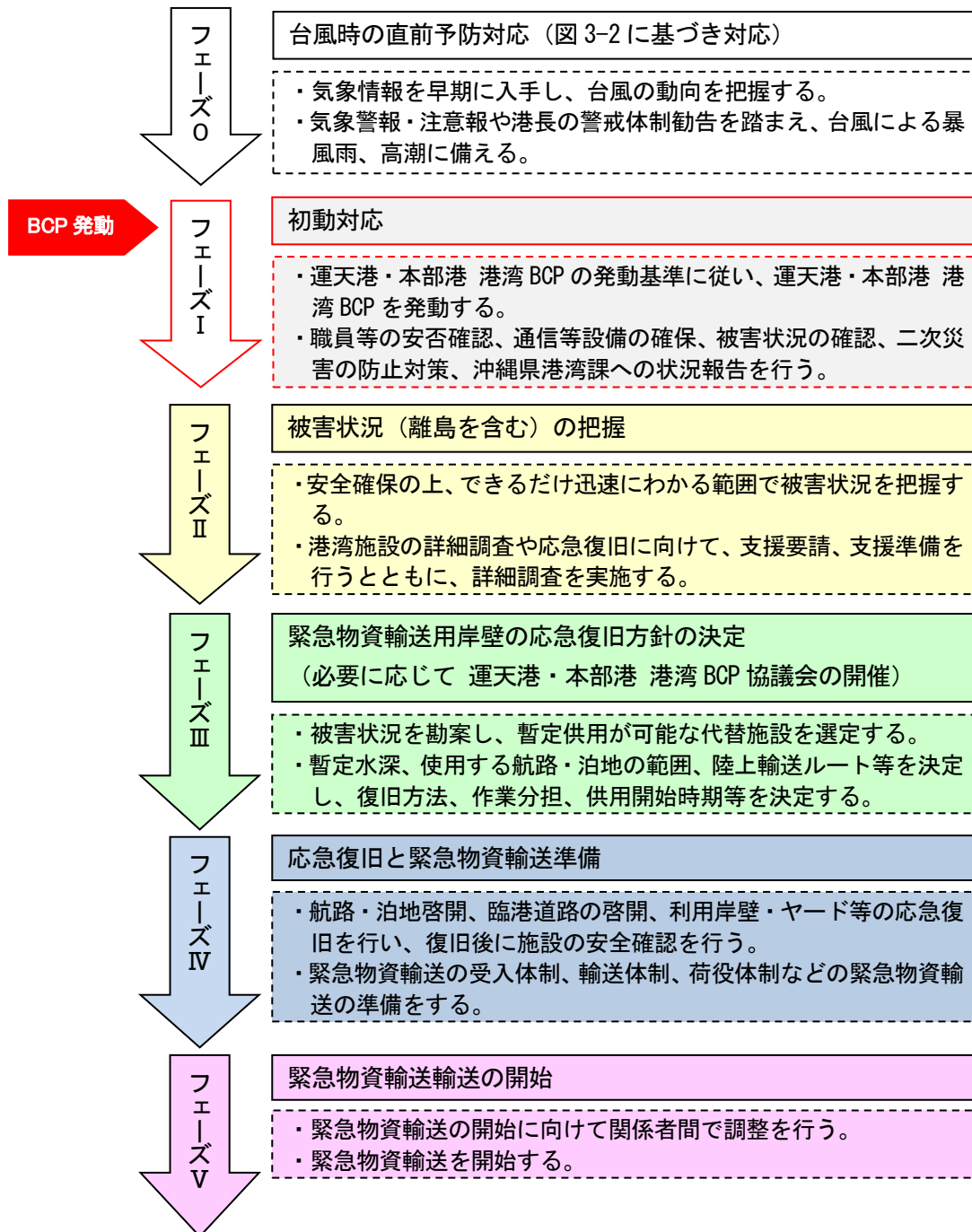


図 3-5 緊急物資輸送開始における行動計画の実施方針

(3) 関係者と重要業務

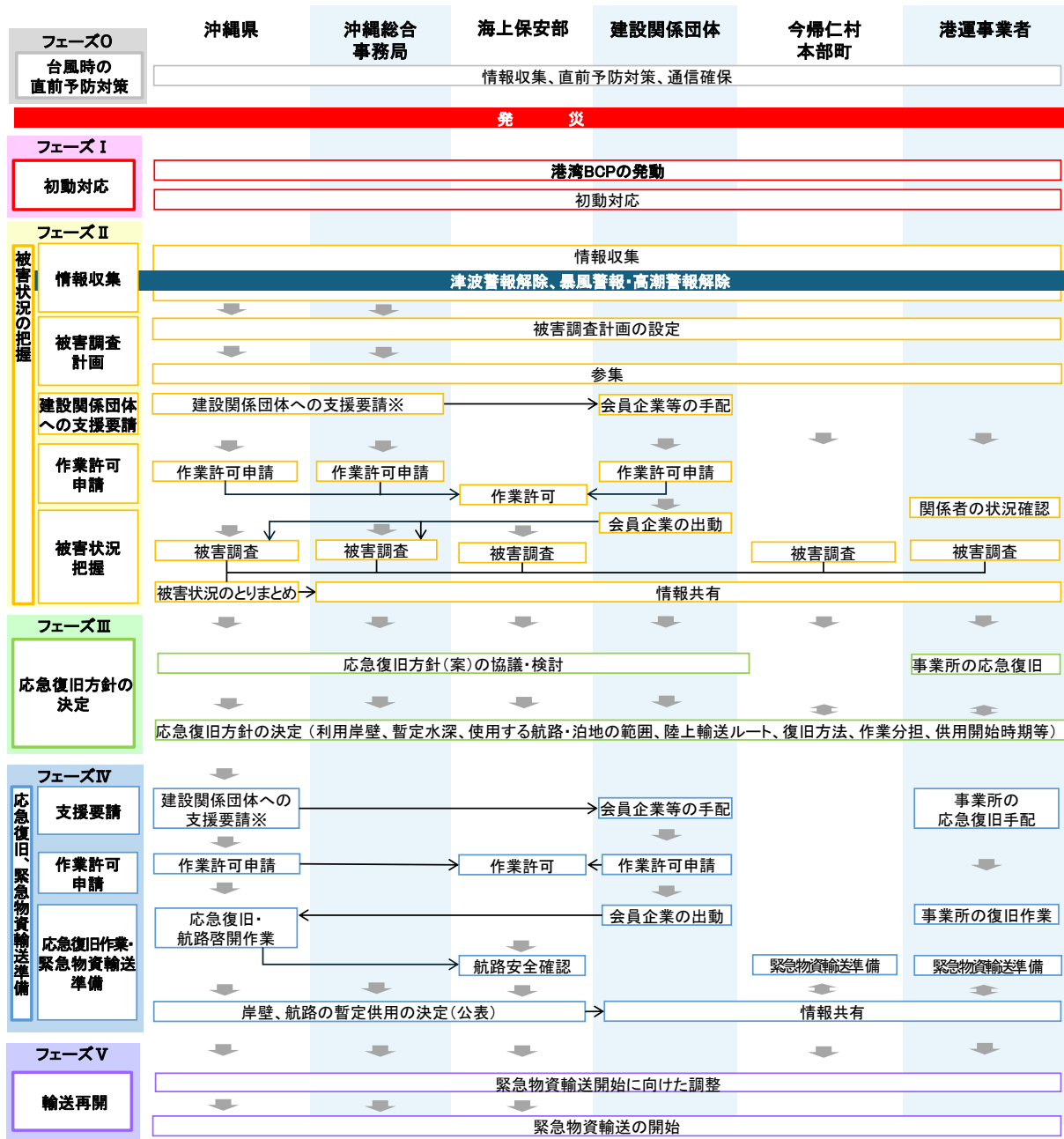
災害発生後に緊急物資輸送の開始に向けて取り組む関係者と重要業務を表 3-1 のとおりとする。

表 3-1 緊急物資輸送の開始に関する主な関係者と重要業務

区分	関係者	重要業務
港運事業者	北部港運	・被害状況の把握 ・事業所の応急復旧 ・緊急物資輸送の準備
市町村	(運天港) 今帰仁村 (本部港) 本部町	・被害状況の把握 ・緊急物資輸送の準備
港湾管理者	沖縄県土木建築部港湾課 北部土木事務所	・港湾施設の被害調査 ・詳細調査の支援要請
沖縄総合事務局	港湾空港防災・危機管理課 那覇港湾・空港整備事務所	・応急復旧方針の決定 ・港湾施設の応急復旧
海上保安機関	第十一管区海上保安本部	・暫定水深調査（事前測量）
	那覇海上保安部 名護海上保安署	・航路標識の被害調査 ・航路障害物の調査 ・航泊禁止及び同解除 ・港内工事作業の許可または協議 ・緊急物資輸送に係る関係者との調整

(4) 緊急物資輸送の開始に向けた重要業務の実施手順

緊急物資輸送の開始に向けた重要業務の基本的な実施手順を図 3-6 のとおりとする。



※出動を要請した会員企業と遅滞なく請負契約等を締結する。

図 3-6 緊急物資輸送の開始に向けた重要業務の実施手順

3—5. 離島航路機能の回復に関する行動計画

(1) 行動計画の目標

- ・離島航路は伊是名村、伊平屋村、伊江村の島民生活を支える重要な機能のため、1 週間以内に回復することを目指す。
- ・応急復旧に時間を要する場合は、運天港あるいは本部港の被害が軽微な岸壁を優先して応急復旧し共同で利用する。

(2) 行動計画の実施方針

離島航路再開に係る行動計画の実施方針を図 3-7 のとおりとする。

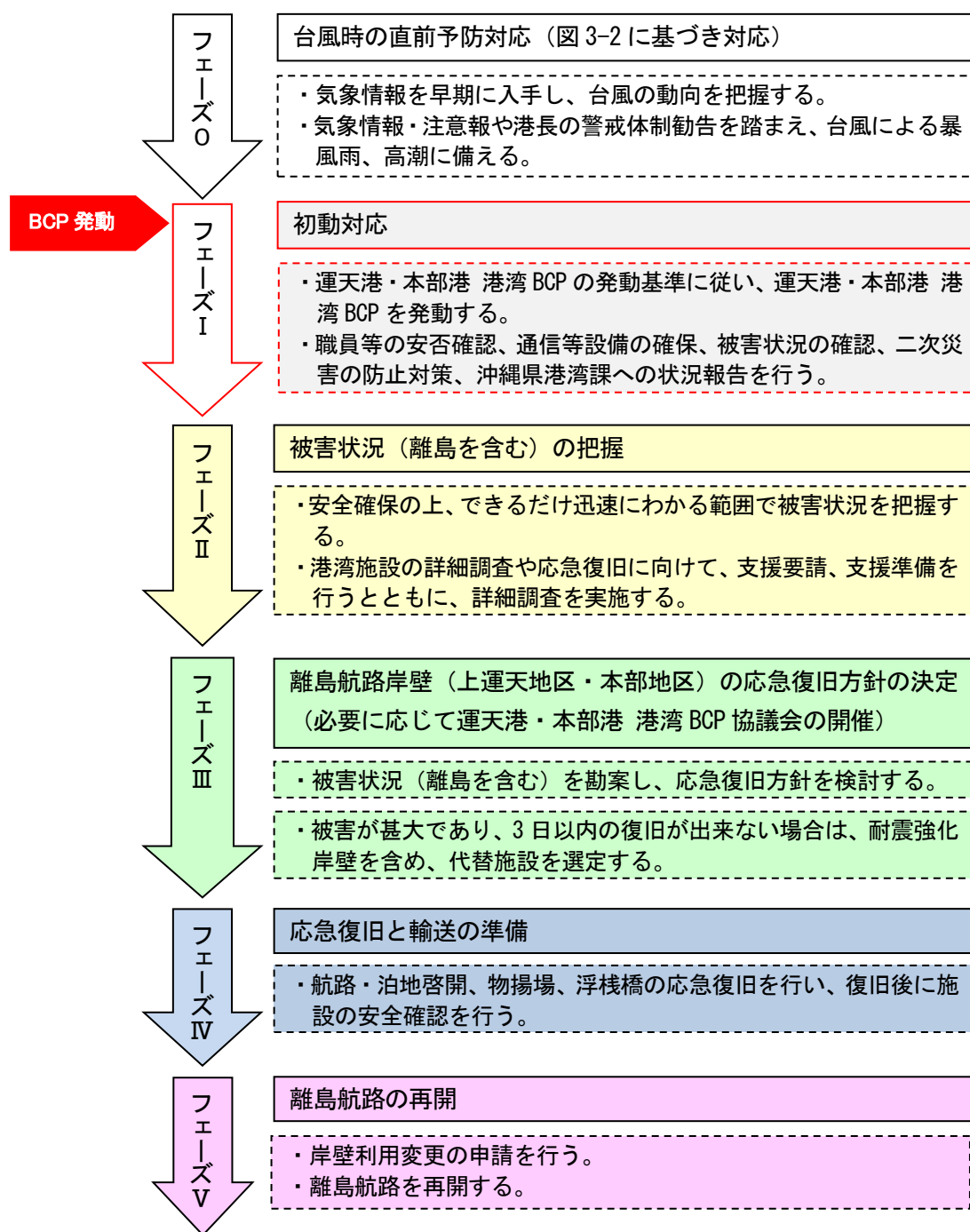


図 3-7 離島航路輸送活動における行動計画の実施方針

(3) 関係者と重要業務

災害発生後に離島航路再開に向けて取り組む関係者と重要業務を表 3-2 のとおりとする。

表 3-2 離島航路再開に関する主な関係者と重要業務

区分	関係者	重要業務
市町村	(離島航路) 伊是名村 伊平屋村 伊江村	・被害調査（港湾、船舶、貨物） ・事業所の応急復旧 ・航路再開体制の確保 ・航路再開に向けた調整・手続き ・運航スケジュールの調整
	(運天港) 今帰仁村 (本部港) 本部町	・被害調査（港湾） ・航路再開に向けた調整
港運事業者	北部港運 伊江貨物	・被害調査（荷役機械・設備） ・事業所の応急復旧 ・航路再開体制の確保 ・被災貨物の回収・処分
海上保安機関	第十一管区海上保安本部	・暫定水深調査（事前測量）
	那覇海上保安部 名護海上保安署	・航路標識の被害調査 ・航路障害物の調査 ・航泊禁止及び同解除 ・港内工事作業の許可または協議 ・航路再開に向けた調整
港湾管理者	沖縄県土木建築部港湾課 北部土木事務所	・港湾施設の被害調査 ・詳細調査の支援要請
沖縄総合事務局	港湾空港防災・危機管理課 那覇港湾・空港整備事務所	・応急復旧方針の決定 ・港湾施設の応急復旧 ・航路輸送再開に向けた調整
建設関係団体 【支援要請先】	沖縄県港湾空港建設協会、 海洋調査協会、沖縄県測量 建設コンサルタンツ協会	・支援準備 ・港湾施設の詳細調査 ・航路啓開 ・港湾施設の応急復旧
機械・設備メーカー 【支援要請先】		・支援準備 ・被害調査（荷役機械・設備） ・荷役機械・設備の応急復旧

(4) 離島航路再開に向けた重要業務の実施手順

離島航路再開に向けた重要業務の基本的な実施手順を図 3-8 のとおりとする。

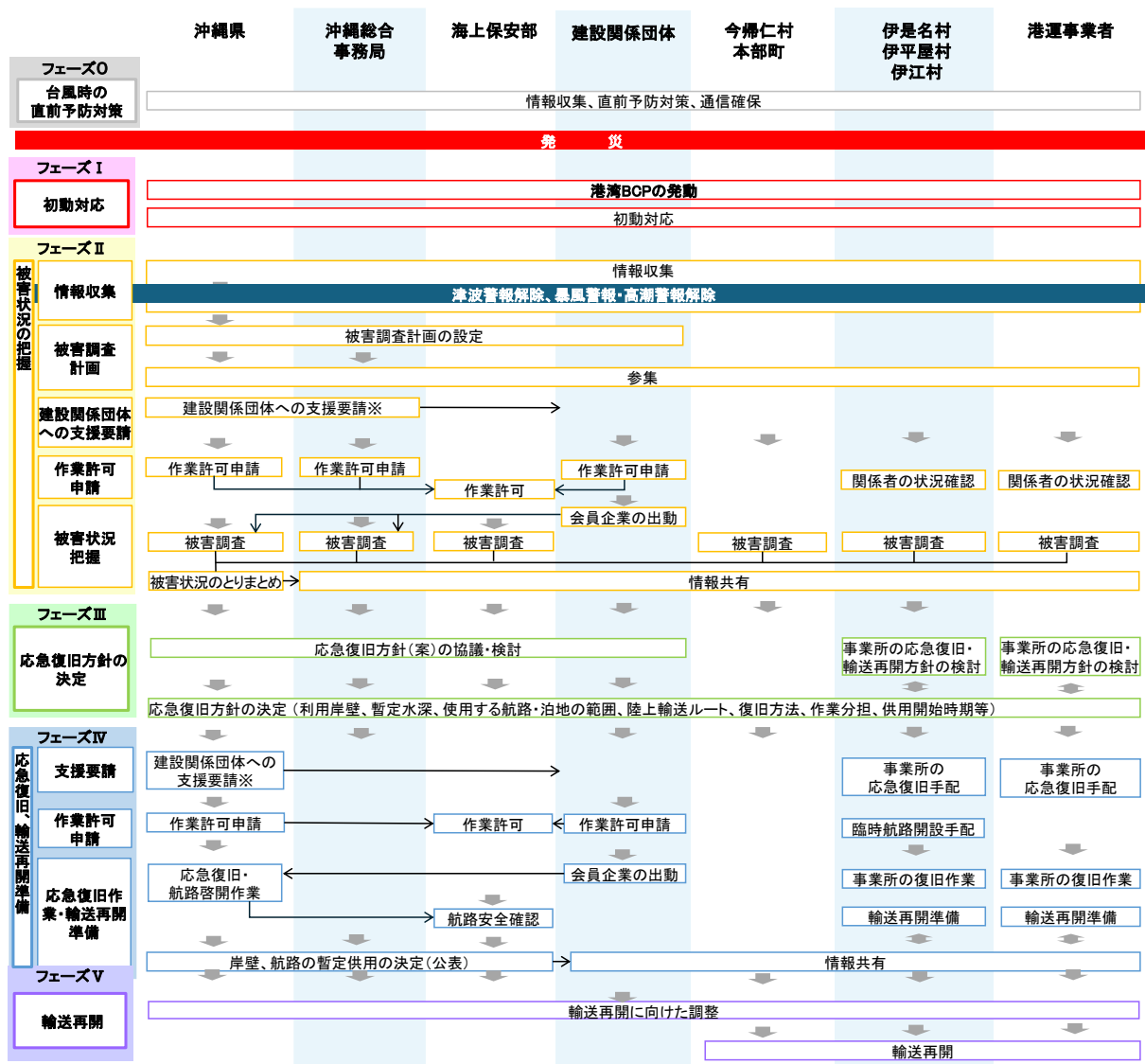


図 3-8 離島航路再開に向けた重要業務の実施手順

3—6. フェリー・RORO 航路・バルク輸送機能の回復に関する行動計画

(1) 行動計画の目標

- ・フェリー・RORO 航路の機能に関しては、沖縄県北部地域の物流の要であり、鹿児島県の離島への生活物資輸送も担っているため、1 週間以内の応急復旧を目指す。
- ・また、フェリー・RORO 航路で使用する-7.5m 岸壁の応急復旧に時間を要する場合は、耐震強化岸壁を利用する。
- ・バルク貨物は代替輸送も可能なことから、港湾の復旧状況やバルク貨物の需要に応じて、3 ヶ月以内の機能回復を目指す。

(2) 行動計画の実施方針

フェリー・RORO 航路・バルク輸送再開に係る行動計画の実施方針を図 3-9 のとおりとする。

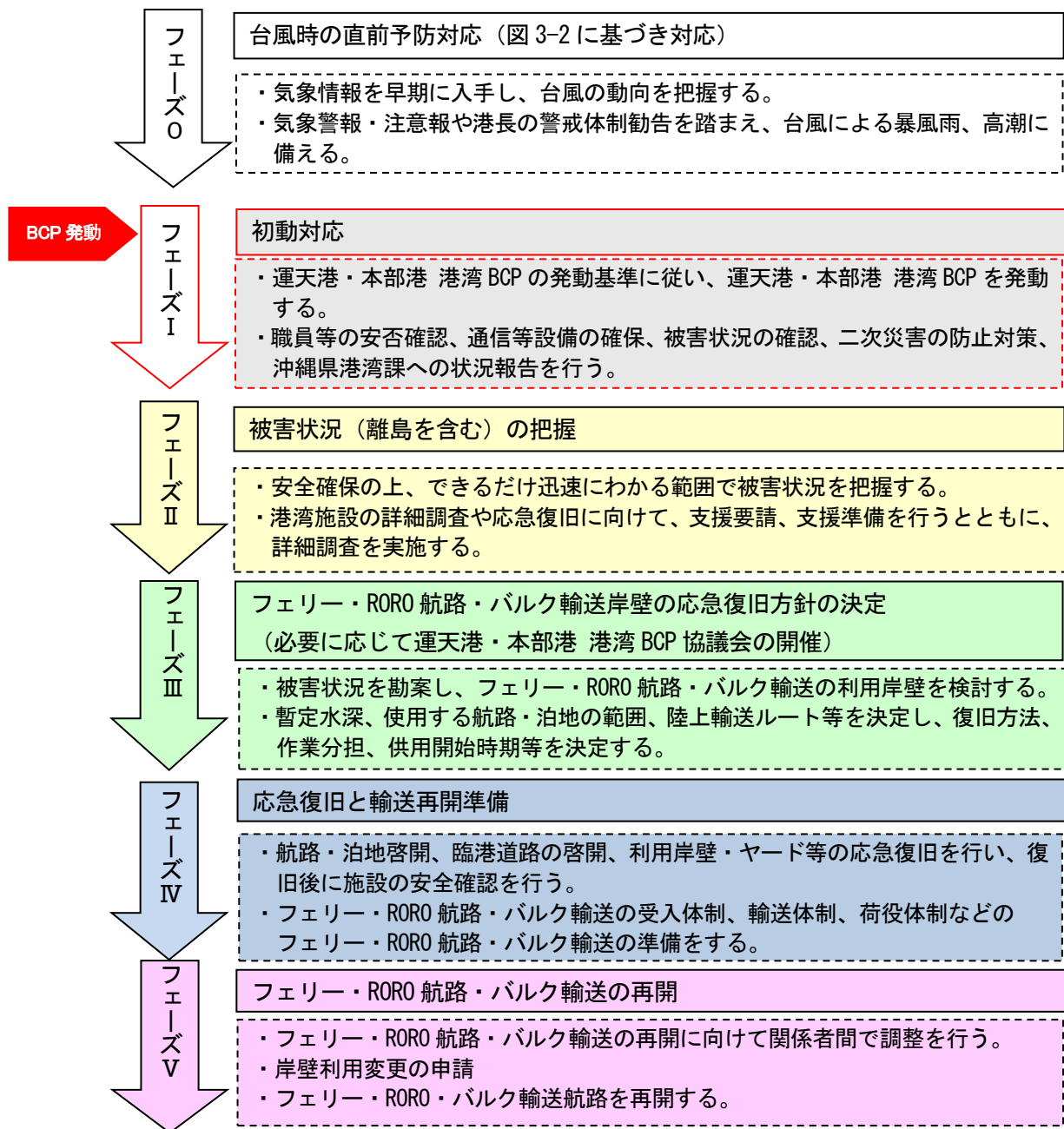


図 3-9 フェリー・RORO 航路・バルク輸送再開における行動計画の実施方針

(3) 関係者と重要業務

災害発生後にフェリー・RORO 航路・バルク輸送の再開に向けて取り組む関係者と重要業務を以下に示す。

表 3-3 フェリー・RORO 航路・バルク輸送再開に関する主な関係者と重要業務

区分	関係者	重要業務
海上保安機関	第十一管区海上保安本部	・暫定水深調査（事前測量）
	那覇海上保安部 名護海上保安署	・航路標識の被害調査 ・航路障害物の調査 ・航泊禁止及び同解除 ・港内工事作業の許可または協議 ・輸送再開に向けた調整
船社・港運事業者	琉球海運 マリックスライン マルエーフェリー	・被害調査（事務所、船舶、貨物等） ・輸送再開に向けた調整・手続き ・岸壁利用変更の申請
	北部港運（本部港・運天港） トランスネット沖縄	・被害調査（事務所、生産・物流施設、貨物等） ・荷役体制・復旧資機材の確保 ・被災貨物の回収・処分 ・輸送再開に向けた調整・手続き ・コンテナ・パレットの固縛、流出対策
港湾管理者	沖縄県土木建築部港湾課 北部土木事務所	・港湾施設の被害調査 ・詳細調査の支援要請
沖縄総合事務局	港湾空港防災・危機管理課 那覇港湾・空港整備事務所	・応急復旧方針の決定 ・港湾施設の応急復旧 ・輸送再開に向けた調整
市町村	（運天港） 今帰仁村 （本部港） 本部町	・被害調査（港湾）
建設関係団体 【支援要請先】	沖縄県港湾空港建設協会 海洋調査協会 沖縄県測量建設コンサルタンツ協会	・支援準備 ・港湾施設の詳細調査 ・航路啓開 ・港湾施設の応急復旧
機械・設備メーカー 【支援要請先】		・支援準備 ・被害調査（荷役機械・設備） ・荷役機械・設備の応急復旧

(4) フェリー・RORO 航路・バルク輸送の再開に向けた重要業務の実施手順

フェリー・RORO 航路・バルク輸送の再開に向けた重要業務の基本的な実施手順を図 3-10 のとおりとする。

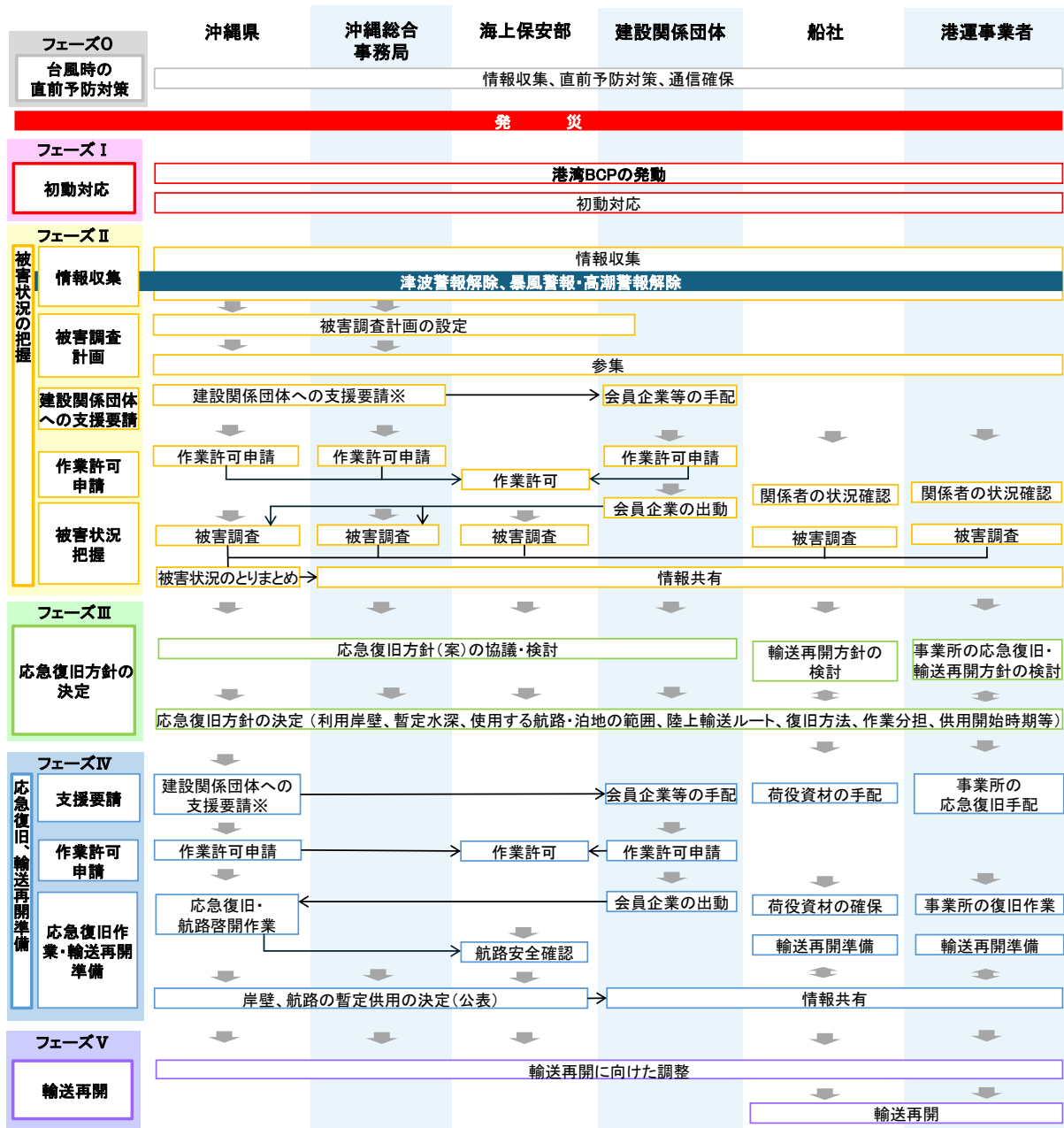
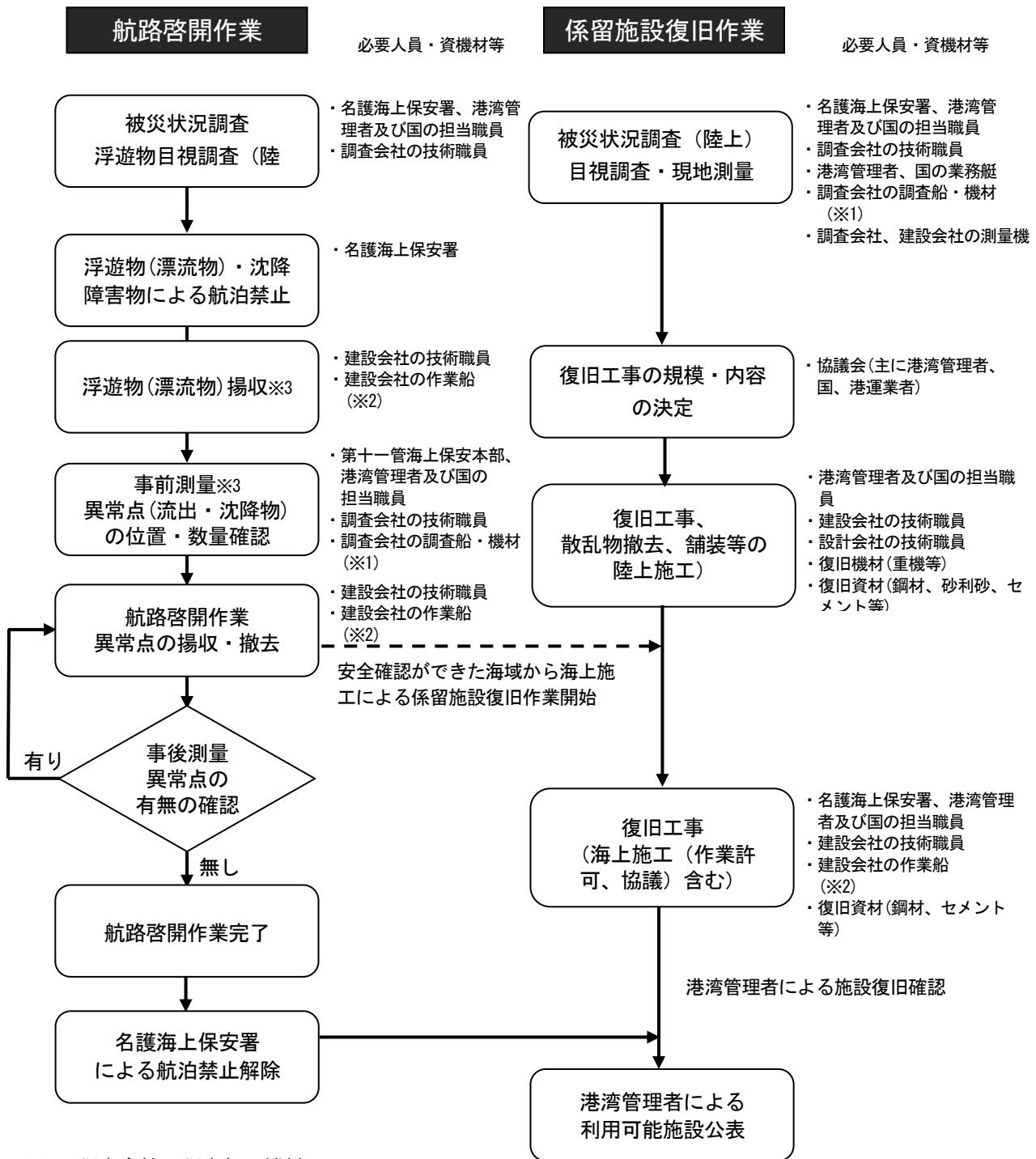


図 3-10 フェリー・RORO 航路・バルク輸送の再開に向けた重要業務の実施手順

3—7. 航路啓開等の対応

航路啓開・係留施設復旧作業の流れは、図 3-11 のとおりとする。



※1：調査会社の調査船・機材

測量船、調査船、ナローマルチビーム測深機、サイドスキャンソナー、多素子及びシングルビーム音響測深機、GPS、発電機、ドローン等
上記に係る燃料

※2：建設会社の作業船

航路啓開：グラブ浚渫船、ガット船、クレーン付き台船、起重機船、引船、潜水土船、揚錨船、交通船等

施設復旧：クレーン付き台船、起重機船、引船、潜水土船、揚錨船、交通船等
上記に係る燃料

※3：那覇海上保安部長への作業許可申請が必要

図 3-11 航路啓開・係留施設復旧作業フローと主な人員・資機材

4. マネジメント計画

4-1. 協議会の設置

(1) 協議会の目的

「運天港・本部港 港湾BCP協議会」は、運天港及び本部港において、地震・津波等による災害発生時に港湾利用関係者の各機関等が連携し、連絡系統の統一や情報共有を図り、効率的な災害対応を行うことで、港湾機能を早期に復旧することを目的として設置する。

なお、情報通信手段が確保されている限りは、沖縄県港湾課が対策本部となり、各関係者、団体等と調整しつつ、運天港・本部港の被災に対応する。

(2) 協議会会員

協議会には表 4-1 に示す関係者が参加する。

表 4-1 協議会メンバー表

区分	機関・企業名	担当者所属	備考
船社	琉球海運株式会社		
	マリックスライン株式会社		
	マルエーフェリー株式会社		
港運事業者	北部港運株式会社（運天港・本部港）		
	トランスネット沖縄株式会社		
	株式会社伊江貨物		
離島航路船社 ・離島自治体	伊是名村		
	伊平屋村		
	伊江村		
市町村	名護市		
	今帰仁村		
	本部町		
関係機関	沖縄総合事務局 港湾空港防災・危機管理課	那覇港湾・空港整備事務所	
	第十一管区海上保安本部		
	那覇海上保安部 名護海上保安署		
	沖縄県土木建築部	北部土木事務所	
	沖縄県土木建築部	港湾課	
建設関係団体	沖縄県港湾空港建設協会	五洋建設(株)	
	海洋調査協会	いであ(株)	
	沖縄県測量建設コンサルタツツ協会		

(3) 部会の設置

「運天港・本部港 港湾BCP協議会」は港湾管理者である沖縄県を中心に情報共有・調整を図り、早期の機能回復を図っていく。

なお、復旧に当たっての機材等は共通するものが多いことから、港湾管理者である沖縄県を中心に情報共有・調整を図り、早期の機能回復を図る。

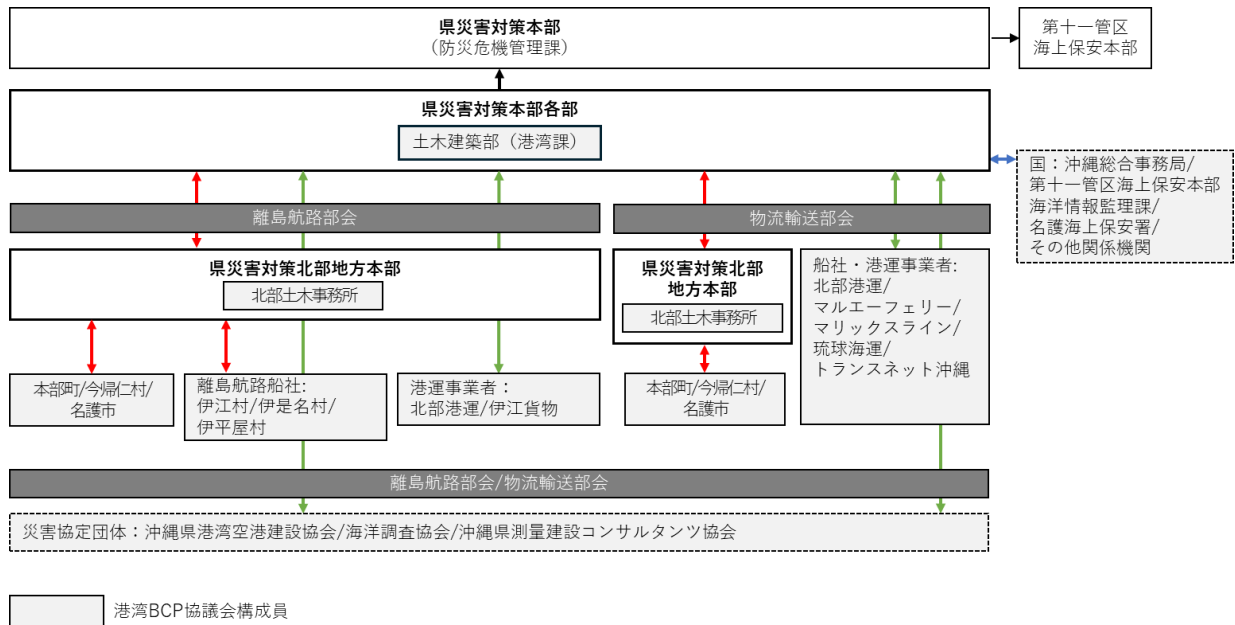


図 4-1 「運天港・本部港 港湾BCP協議会」における部会設置及び連絡体制

4—2. 事前対策の役割分担

事前対策の役割分担を次表に示す。

表 4-2 事前対策の役割分担

[illegible]

※◎主体的な対応 ○協力 △必要に応じて対応

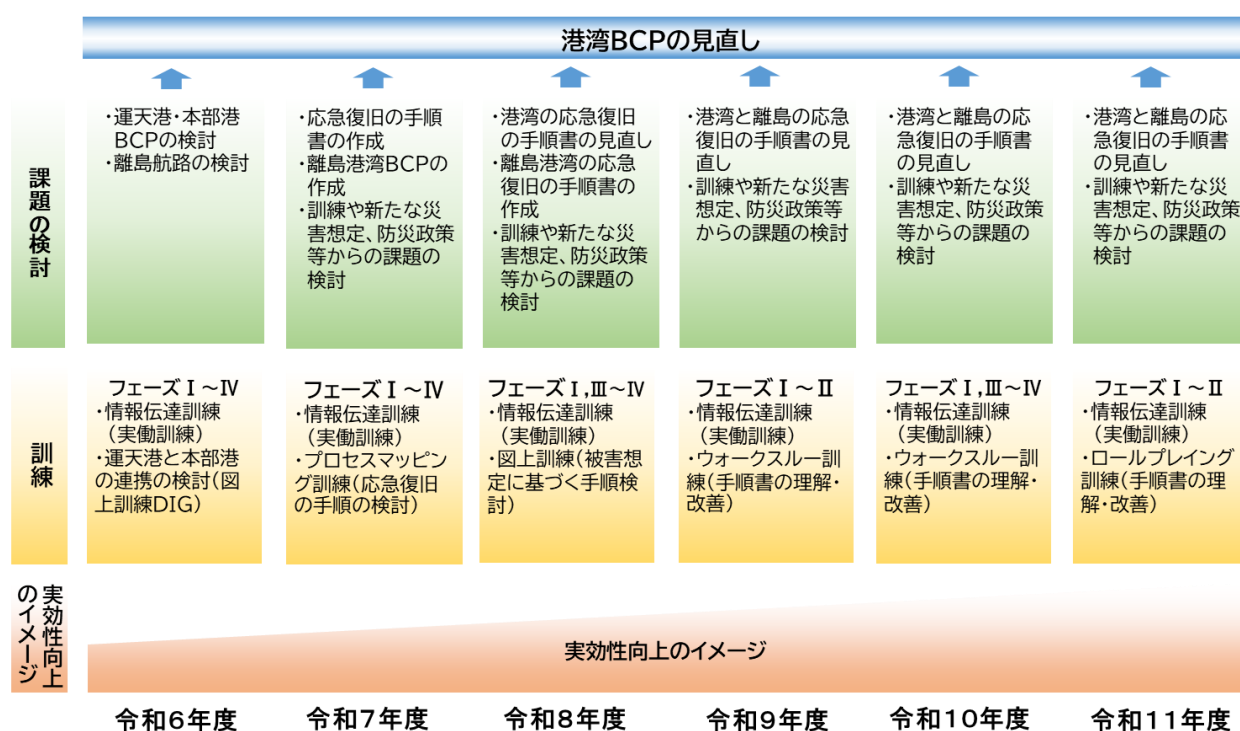
4—3. 教育・訓練の実施計画（ロードマップ）

港湾BCPを検証し、改善することを目的に、各種訓練実施例を参考として、教育・訓練を定期的に実施する。

いかなる危機的事象が発生しても関係者が臨機応変な対応を行えるようにするためには、平時から当該港湾の利用実態や課題、将来の方向性を関係者が熟知することが重要である。そのため教育・訓練以外の場においても関係者は職員の教育に取り組むものとする。

教育・訓練は、表4-3に示す教育・訓練の実施計画（ロードマップ）（案）を踏まえ段階的に取り組むこととする。なお、ロードマップ（案）は訓練の取り組み状況や、港湾BCPに関する国の方針等を踏まえて適宜見直すこととする。

表 4-3 教育・訓練の実施計画（ロードマップ）（案）



※予算配分状況によりロードマップを見直す場合がある。

※令和12年度以降は、令和11年度までの課題を踏まえ計画する。

4—4. 見直し・改善の実施計画

本計画で定めた発災前の行動計画の実施状況、災害や災害時連携方策等に関する新たな知見、港湾物流の動向等の最新情報に基づき、本計画を継続的に見直し（PDCA サイクル）、改善し、より有用で実効性の高い計画に更新することを規定する。

本計画の見直しと改善は、以下のとおり実施する。

- 本計画の見直しは毎年実施する。
- 大規模な計画の見直しは協議会で協議する。

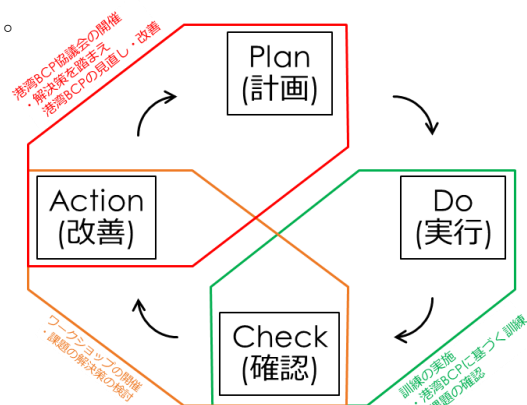


図 4-2 PDCA サイクルのイメージ

■資料編

(1) 協議会規約

運天港・本部港 港湾BCP協議会 規約

(名 称)

第1条 本協議会は、「運天港・本部港 港湾BCP協議会」(以下「協議会」という。)と称する。

(目 的)

第2条 協議会は、運天港・本部港において、地震津波等による災害発生後に港湾利用関係各機関等が連携し、連絡系統の統一や情報共有を図り、効率的な災害対応を行うことで港湾機能を継続し、早期復旧することを目的とする。

(業 務)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため次の業務を行う。

- (1) 通常時からの災害時(業務継続計画の策定)の協議、連絡調整、訓練等に関する事。
- (2) 災害時における行政機関と民間を結ぶ要請、連絡事項の情報伝達に関する事。
- (3) 災害時の官民の情報共有に関する事。
- (4) その他、協議会の目的を達成するために必要な事項

(会 員)

第4条 協議会は、別紙に掲げる運天港・本部港に関連する行政機関、団体、事業者等で構成する。
ただし、必要に応じて構成員以外の関係機関、団体等を追加できる。

(会 長)

第5条 協議会に会長を置く。

- (1) 会長は、沖縄県土木建築部参事とする。
- (2) 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。

(事務局)

第6条 協議会の事務局は、沖縄県土木建築部港湾課とする。

(部会)

第7条 協議会においては専門的な検討を行うため、部会を置く。

- (1) 部会長は、沖縄県土木建築部港湾課長とする。
- (2) 部会長は部会を代表し、会務を統括する。

(アドバイザー)

第8条 協議会では必要に応じて有識者によるアドバイザーの出席を求め、目的達成にむけた助言等を得ることができる。

(会議の開催)

第9条 協議会は、会長が、必要に応じて招集することができる。また、会長は必要に応じて会員以外の関係者の出席を求めることができる。

(規約の改正)

第10条 この規約は必要に応じて改正できるものとし、会員の承認をもって適用される。

(その他)

第11条 この規約に定めのない事項及び疑義のある事項については、協議会で協議のうえ、これを定める。

附則

この規約は、平成28年12月28日から適用する。

この改正は、令和6年3月15日から適用する。

この改正は、令和6年12月3日から適用する。

(別紙 第4条関係) 運天港・本部港 港湾BCP協議会 構成員

区分	機関・企業名	担当者所属	備考
船社	琉球海運株式会社		
	マリックスライン株式会社		
	マルエーフェリー株式会社		
港運事業者	北部港運株式会社（運天港・本部港）		
	トランスネット沖縄株式会社		
	株式会社伊江貨物		
離島航路船社 ・離島自治体	伊是名村		
	伊平屋村		
	伊江村		
市町村	名護市		
	今帰仁村		
	本部町		
関係機関	沖縄総合事務局 港湾空港防災・危機管理課	那覇港湾・空港整備事務所	
	第十一管区海上保安本部		
	那覇海上保安部 名護海上保安署		
	沖縄県土木建築部	北部土木事務所	
	沖縄県土木建築部		
建設関係団体	沖縄県港湾空港建設協会	五洋建設(株)	
	海洋調査協会	いであ(株)	
	沖縄県測量建設コンサルタンツ協会		

(2) 被害状況報告様式

表 被害状況報告様式

○○被害状況（港灣）

月/日 00:00時点

[illegible]

